

鳥取県公報

平成 25 年 3 月 29 日 (金) 号外第42号

每调火·金曜日発行

					声之 人。显显自为自
\Diamond	規	則	目 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則	次 (39)(業務効率推	進課)・・・・・・3

──公布された規則のあらまし─

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県民の視点に立った組織体制を確立し、新たな行政需要に対応するため、県の行政組織を改める。

- 2 規則の概要
 - (1) 本庁に関する事項
 - ア 企画部を地域振興部に改組する。
 - イ 行政監察監を廃止する。
 - ウ 企画部地域づくり支援局を廃止する。
 - エ 地域振興部東部振興監を新設する。
 - オ 農林水産部森林・林業振興局を新設する。
 - カ次に掲げる課等を新設する。
 - (ア) 危機管理局原子力安全対策課
 - (イ) 総務部行政監察・法人指導課
 - (ウ) 総務部工事検査課
 - (工) 東部振興監東部振興課
 - (才) 商工労働部立地戦略課
 - キ 次に掲げる課等を再編する。
 - (ア) 未来づくり推進局の未来戦略課を企画課に改める。
 - (イ) 企画部地域づくり支援局の自治振興課を地域振興課に改める。
 - (ウ) 生活環境部の公園自然課を緑豊かな自然課に改める。
 - (エ) 生活環境部の景観まちづくり課を同部くらしの安心局景観まちづくり課に改める。
 - (オ) 商工労働部の商工政策室を商工政策課に改める。
 - (カ) 商工労働部の経済通商総室、雇用人材総室及び産業振興総室を経済産業総室及び雇用人材総室に改
 - (キ) 農林水産部農林総合研究所の企画総務部を企画総務課に改める。
 - (ク) 農林水産部森林林業総室の林政企画室、県産材・林産物需要拡大課及び森林づくり推進室を同部森 林・林業振興局の林政企画課、県産材・林産振興課及び森林づくり推進課にそれぞれ改める。
 - (2) 地方機関に関する事項
 - ア 鳥取県東部総合事務所、鳥取県八頭総合事務所及び鳥取県日野総合事務所並びに鳥取県日野保健所を廃 止し、鳥取県西部総合事務所に日野振興センター日野振興局及び日野県土整備局を新設するとともに、鳥 取県東部福祉保健事務所、鳥取県東部生活環境事務所、鳥取県東部農林事務所、鳥取県鳥獣対策センタ 一、鳥取県鳥取県土整備事務所及び鳥取県八頭県土整備事務所を新設する。
 - イ 鳥取県中部総合事務所及び鳥取県西部総合事務所の県民局を地域振興局に、西部総合事務所の県土整備 局を米子県土整備局に改める。
 - ウ 各総合事務所の県税局を鳥取県東部県税事務所、鳥取県中部県税事務所及び鳥取県西部県税事務所とす
 - エ 鳥取県立倉吉高等技術専門校及び鳥取県立米子高等技術専門校を鳥取県立産業人材育成センターに改め
 - (3) その他

内部組織、所掌事務、職制等について所要の規定の整備を行う。

- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
 - イ 関係する規則について、所要の規定の整備を行う。

則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 治

鳥取県規則第39号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる相定を同表の改正後の欄に掲げる相定に 下線及び大枠で示すとうに改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄	『に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。
改正後	改 正 前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 本庁	第2章 本庁
第1節 部局、部内局、課等の設置(第5条・第	<u> </u>
6条)	条)
第2節・第3節 略	第2節・第3節 略
第3章 略	第3章 略
第4章 地方機関	第4章 地方機関
第1節 略	第1節 略
第2節 総合事務所 (第21条一 <u>第22条の10</u>)	第2節 総合事務所(第21条一 <u>第22条の12</u>)
第3節略	第3節 略
第4節 総務部の所管に属する機関	第4節 総務部の所管に属する機関
第1款 略	第1款 略
第2款 県税事務所(第35条・第36条)	
第3款 米子工事検査事務所 (第37条・第38	
<u>条)</u>	
<u>第4款</u> 人権ひろば21 (<u>第38条の2・第38条の</u>	<u>第2款</u> 人権ひろば21(<u>第35条―第38条</u>)
<u>3</u>)	
第5節 略	第5節 略
第6節 福祉保健部の所管に属する機関	第6節 福祉保健部の所管に属する機関
第1款 福祉保健事務所(第48条の2・第48条	
<u>Ø3)</u>	
<u>第 2 款</u> 略	<u>第1款</u> 略
<u>第 3 款</u> 略	<u>第2款</u> 略
<u>第 4 款</u> 略	<u>第3款</u> 略
<u>第 5 款</u> 略	<u>第 4 款</u> 略
<u>第6款</u> 略	<u>第5款</u> 略
<u>第7款</u> 略	<u>第6款</u> 略
<u>第8款</u> 略	<u>第7款</u> 略
<u>第 9 款</u> 略	<u>第8款</u> 略

第10款 略 第9款 略 第10款 略 第11款 略 第12款 略 第11款 略 第13款 略 第12款 略 第14款 略 第13款 略 第15款 略 第14款 略 第16款 略 第15款 略 第17款 略 第16款 略 第18款 略 第17款 略 第19款 略 第18款 略 第7節 生活環境部の所管に属する機関 第7節 生活環境部の所管に属する機関 第1款 生活環境事務所(第95条・第96条) 第2款 食肉衛生検査所 (第97条・第97条の <u>第1款</u> 食肉衛生検査所(<u>第95条</u>—第97条) 2) 第3款 略 第2款 略 第4款 略 第3款 略 第8節 略 第8節 略 第9節 農林水産部の所管に属する機関 第9節 農林水産部の所管に属する機関 第1款 農林事務所 (第107条・第108条) <u>第1款</u> 農村総合研究所(<u>第107条</u>—第121条) 第2款 農村総合研究所 (第109条・第110条) 第3款 鳥獣対策センター (第111条・第112 第4款 病害虫防除所(第113条—第121条) 第5款 略 第2款 略 第6款 鳥取二十世紀梨記念館(第124条—第 第3款 鳥取二十世紀梨記念館(第124条・第 <u>127条</u>) 125条) 第4款 病害虫防除所(第126条・第127条) <u>第7款</u> 略 第5款 略 第8款 略 第6款 略 第9款 略 第7款 略 第10款 略 第8款 略 第10節 県土整備部の所管に属する機関 第10節 県土整備部の所管に属する機関 第1款 県土整備事務所(第139条・第140条) 第2款 空港管理事務所(第141条·第142条) 第1款 空港管理事務所(第139条—第141条) 第3款 港湾事務所(第143条—第146条) 第2款 港湾事務所 (第142条—第146条) 第4款 みなとさかい交流館 (第147条--第150 第3款 みなとさかい交流館(第147条・第148 条) 条) 第11節 行政監察監の所管に属する機関(第149 条・第150条) 第11節 総務部及び地域振興部の所管に属する機 第12節 総務部及び企画部の所管に属する機関 関 (第151条・第152条) (第151条・第152条) 第12節 略 第13節 略 第13節 略 第14節 略 第5章 略 第5章 略 附則 附則

(機関の分類)

第2条 略

下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき 設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部 組織(以下「部局」という。)並びに部局の下に設 けられる局(局に相当するものを含む。以下「部内 局」という。)、課(課に相当するものを含む。以 下同じ。)、総室内室及び課内室等をいう。

3 • 4 略

第1節 部局、部内局、課等の設置

(部局及び部内局の名称等)

第5条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第|第5条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第 5号)第2条の規定により設置された部局は、次の とおりである。

未来づくり推進局

危機管理局

総務部

地域振興部

文化観光局

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

略	
地域振興部	東部振興監
略	
農林水産部	農林総合研究所 森林・
	林業振興局 水産振興局
略	·

(課及び総室内室並びに課内室等の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲 第6条 次の表の第1欄に掲げる部局等及び第2欄に げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内 室を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置

部局 部内 課及び総室

(機関の分類)

第2条 略

2 本庁とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以 2 本庁とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以 下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき 設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部 組織(以下「部局等」という。)並びに部局等の下 に設けられる局(局に相当するものを含む。以下 「部内局」という。)、課(課に相当するものを含 む。以下同じ。)、総室内室及び課内室等をいう。

3 • 4 略

第1節 部局等、局、課等の設置

(部局等及び局の名称等)

5号) 第2条の規定により設置された部局等は、次 のとおりである。

未来づくり推進局

危機管理局

総務部

企画部

文化観光局

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

行政監察監

2 前項に掲げる<u>部局</u>のうち、次の表の左欄に掲げる 2 前項に掲げる<u>部局等</u>のうち、次の表の左欄に掲げ る部局等の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置 く。

略						
企画部	地域づくり支援局					
略						
農林水産部	農林総合研究所 水産振					
	興局					
略						

(課及び総室内室並びに課内室等の設置)

掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室 内室を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を

部局 部内 課及び総室

	局	内室	課内室等
未来		企画課	
づく		略	
り推			
進局			
危機		略	
管理		危機対策·	
局		情報課	
		原子力安全	
		対策課	
		略	
総務		略	
部		営繕課	
		行政監察・	
		法人指導課	
		工事検査課	
		略	
	略		
地域		地域振興課	
振興		とっとり暮	
部		らし支援課	
		交通政策課	
		略	
	東部	東部振興課	
	振興		
	監		
文化		略	
観光		観光政策課	山陰海岸世界ジオパーク
局			推進室 <u>(生活環境部緑豊</u>
		m/r	かな自然課と共管)
		略	
	m∕r		
垣が	略	四夕	
福祉	略	略がい短い	公公 士極克
保健	略	障がい福祉	総合支援室
	略	障がい福祉 課	総合支援室
保健		障がい福祉	総合支援室
保健部	略略	障がい福祉 課 略	総合支援室
保健部		障がい福祉 課	総合支援室
保健 生環境		障がい福祉 課 略	総合支援室
保健部		障がい福祉 課 略 略	
保健 生環境		障がい福祉 課 略 略	総合支援室 <u> </u>

<u>等</u>	局	内室	課内室等
未来		未来戦略課	
づく		略	
り推			
進局			
危機		略	
管理		危機対策・	原子力安全対策室
局		情報課	
		略	
総務		略	
部		営繕課	
		略	
	略		
企画		企画課	
部			
		略	
	地域	自治振興課	
	づく	とっとり暮	
	り支	らし支援課	
	援局	交通政策課	
文化		略	
観光		観光政策課	山陰海岸世界ジオパーク
局			推進室
		略	
	略	T	
福祉		略	T
保健		障がい福祉	自立支援室
部		課	
		略	
	略	<u> </u>	
生活		略	T
環境		景観まちづ	
部		くり課	
		公園自然課	全国都市緑化フェア室
	1	Ì	

			市緑化フェア	室						
		略						格		
	くら	略			111	くら		格		
		消費生活セ						費生活セ		
		ンター				安心	ン	ター		
)	局	景観まちづ				局				
		くり課]					
		略						格		
商工		商工政策課			商工		商_	工政策室		
労働		立地戦略課			労働					
部		経産業振			部			経営支		
		済 興室			!			援室		
		産通商物						通商物		
		業流室]			流室		
		総経営支					総			
		室 援室			J		室			
		雇						人材育		
		用						成確保		
		人						室		
		材労働政						労働政		
		総策室			_			策室		
		室就業支					室	雇用就		
		<u>援室</u>						業支援		
								<u>室</u>		
								企業立		
								地推進		
							振			
								新事業		
								開拓室		
							室	次世代		
								環境産		
								業室		
								産学金		
								官連携		
								室		
農林		略出土公公	(V Δ(C = m − T) − T	**************************************	農林			格上坐社	VV ≥br≥m	W
水産		農業大学校	総務課 教育	研修課	水産				総務課	教育研修部
部		略	<u> </u>		部		_	格 北北 ^		
								林政企		
								画室		
								県産材		
								・林産		
								物需要		
								拡大室		
							室	森林づ		

		全国植樹祭	
		課	
	農林	企画総務課	技術普及室
	総合		
	研究		
	所	略	
	森林	林政企画課	
	林	県産材・林	
	業振	産振興課	
	興局	森林づくり	
		推進課	
•	略		
略			
県土		略	
整備		空港港湾課	
部			

(未来づくり推進局各課の所掌事務)

第6条の2 未来づくり推進局各課の所掌事務は、次 第6条の2 未来づくり推進局各課の所掌事務は、次 のとおりとする。

企画課

- (1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び 調査研究に関すること。
- (2) (3) 略
- (4) 知事会議に関すること。
- (5) 国土形成計画に関すること。
- (6) 略
- <u>(7)</u> 略
- (8) 略
- (9) 略
- <u>(10)</u> 略

広報課 略

県民課

- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 県民参画の推進に関すること。
- (6)~(8) 略

鳥取力創造課 略

(危機管理局各課の所掌事務)

		くり推	
		進室	
		全国植樹祭	
		課	
	農林	企画総務部	総務担当 評価·企画担
	総合		当 技術普及室
	研究		
	所	略	
	略		
略			
県土		略	
整備		空港港湾課	
部			
行政		行政監察監	
監察		公益法人·	
監		団体指導課	
		工事検査課	

(未来づくり推進局各課の所掌事務)

のとおりとする。

未来戦略課

- (1) 県政推進上の重要政策の統轄及び総合調整に 関すること。
 - (2) (3) 略
 - <u>(4)</u> 略
 - (5) 略
 - (6) 略
 - (7) 略
 - <u>(8)</u> 略

広報課 略

県民課

- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 県民参画基本条例に関すること。
- $(6)\sim(8)$ 略

鳥取力創造課 略

(危機管理局各課の所掌事務)

|第6条の3 危機管理局各課の所掌事務は、次のとお|第6条の3 危機管理局各課の所掌事務は、次のとお| りとする。

危機管理政策課

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 局の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課(鳥取県会計管理者組織規則(平成21年鳥 取県規則第24号)第2条の規定により設置された 会計局審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及 び物品契約課をいう。以下同じ。) の所掌に属す るものを除く。)。

(5) 略

危機対策・情報課

(1) • (2) 略

<u>(3)</u> 略

(4) 略

(5) 略

原子力安全対策課

原子力災害に係る安全対策に関すること。 消防防災課 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとす 第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとす る。

総務課

- (1)~(10) 略
- (11) 東日本大震災被災地からの避難者に対する支 援施策の総括に関すること。
- (12) 未来づくり推進局及び総務部の連絡調整に関 すること。
- (13) 未来づくり推進局及び総務部の予算経理及び 庶務に関すること(会計局審査出納課並びに庶務 集中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属する ものを除く。)。
- (14) 未来づくり推進局内及び総務部内の研修に関 すること。
- (15) 略

財政課 • 政策法務課 略 税務課

- $(1)\sim(5)$ 略
- (6) 県税事務所に関すること。

営繕課 略

行政監察・法人指導課

(1) 県の業務の実施状況の監察に関すること。

りとする。

危機管理政策課

- $(1)\sim(3)$ 略
- (4) 局の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課及び庶務集中局集中業務課(鳥取県会 計管理者組織規則(平成21年鳥取県規則第24号) 第2条の規定により設置された会計局審査出納課 及び庶務集中局集中業務課をいう。以下同じ。) の所掌に属するものを除く。)。
- (5) 略

危機対策・情報課

- (1)・(2) 略
- (3) 原子力災害対策に関すること。
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

消防防災課 略

(総務部各課の所掌事務)

る。

総務課

- (1)~(10) 略
- (11) 未来づくり推進局、総務部及び行政監察監の 連絡調整に関すること。
- (12) 未来づくり推進局、総務部及び行政監察監の 予算経理及び庶務に関すること(会計局審査出納 課及び庶務集中局集中業務課の所掌に属するもの を除く。)。
- (13) 未来づくり推進局内、総務部内及び行政監察 監内の研修に関すること。

(14) 略

財政課・政策法務課 略 税務課

 $(1)\sim(5)$ 略

営繕課 略

- (2) 公益法人に係る事務の総括に関すること。
- (3) 宗教法人に関すること。
- (4) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び 水産業協同組合の検査に関すること。

工事検査課

- (1) 県が施行する建設工事の検査に関すること。
- (2) 県費補助に係る建設工事の検査(技術的又は 専門的なもので知事が特に必要があると認めるも のに限る。) に関すること。
- (3) 市町村等から委託を受けた建設工事の検査に 関すること。
- (4) 建設事業の評価に関すること。
- (5) 米子工事検査事務所に関すること。 東京本部
- $(1)\sim(8)$ 略
- (9) 食のみやこ鳥取プラザの管理運営及び情報発 信に関すること。
- (10) 略

関西本部~行財政改革局福利厚生課 略 人権局人権・同和対策課

- (1) 略
- (2) 人権相談に関すること。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

(地域振興部各課の所掌事務)

する。

地域振興課

- (1) 市町村と連携した地域振興のための施策に関 (1) 主要施策に係る課題の調査検討に関するこ すること。
- (2) 市町村の地方分権の推進に関すること。
- (3) 市町村の行財政に関すること。
- (4) 選挙に関すること。
- (5) 住民基本台帳に関すること(情報政策課の所 掌に属するものを除く。)。
- (6) 部の連絡調整に関すること。
- (7) 部の予算経理及び庶務に関すること(東部振 興監東部振興課、会計局審査出納課並びに庶務集 中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するも のを除く。)。
- (8) 略

とっとり暮らし支援課

東京本部

 $(1)\sim(8)$ 略

(9) 略

関西本部~行財政改革局福利厚生課 略 人権局人権・同和対策課

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略

(企画部各課の所掌事務)

第8条 <u>地域振興部</u>各課の所掌事務は、次のとおりと 第8条 <u>企画部</u>各課の所掌事務は、次のとおりとす る。

企画課

- (2) 県政に係る総合企画及び連絡調整に関するこ と (未来戦略課の所掌に属するものを除く。)。
- (3) 国土計画の調整に関すること。
- (4) 知事会議に関すること。
- (5) 部及び文化観光局の連絡調整に関すること。
- (6) 部及び文化観光局の予算経理及び庶務に関す ること(会計局審査出納課及び庶務集中局集中業 務課の所掌に属するものを除く。)。

(7) 略

- (1) 過疎・中山間地域等の地域振興に関するこ
- (2) 県外からの移住定住の促進に関すること。
- (3) 街中の過疎対策及び振興に関すること。 交通政策課
- (1) 交通政策に係る施策の企画及び総合調整に関 すること。
- (2) 高速交通体系の整備に係る総合調整に関する
- (3) 空港の国際化の推進及び利用の促進に関する こと(国際観光推進課の所掌に属するものを除
- (4) 鉄道の整備の促進に関すること。
- (5) 乗合バスの運行確保対策に関すること。 教育・学術振興課~情報政策課 略

教育・学術振興課~情報政策課 略 地域づくり支援局自治振興課

- (1) 市町村の地方分権の推進に関すること。
- (2) 市町村の行財政に関すること。
- (3) 選挙に関すること。
- (4) 住民基本台帳に関すること (情報政策課の所 掌に属するものを除く。)。
- (5) その他局内他課の所掌に属しないこと。 地域づくり支援局とっとり暮らし支援課
- (1) 過疎・中山間地域等の地域振興に関するこ
- (2) 県外からの移住定住の促進に関すること。
- (3) 街中の過疎対策及び振興に関すること。 地域づくり支援局交通政策課
- (1) 交通政策に係る施策の総合企画及び調整に関 すること。
- (2) 高速交通体系の整備に係る総合調整に関する
- (3) 空港の国際化の推進及び利用の促進に関する こと (国際観光推進課の所掌に属するものを除 < ,) ,
- (4) 鉄道の整備の促進に関すること。
- (5) 乗合バスの運行確保対策に関すること。

東部振興監東部振興課

- (1) 県東部圏域の活性化に関すること(本庁と各 地方機関との間の総合調整を含む。)。
- (2) 県東部圏域に係る災害対策本部地方支部に関 すること。
- (3) 東部振興監東部振興課、鳥取県東部県税事務 所、鳥取県東部福祉保健事務所、鳥取県東部生活 環境事務所、鳥取県東部農林事務所、鳥取県鳥獣

対策センター、鳥取県鳥取県土整備事務所、鳥取 県八頭県土整備事務所、鳥取県福祉相談センタ 一、鳥取県立鳥取療育園、鳥取県立精神保健福祉 センター及び鳥取県立鳥取看護専門学校の予算経 理及び庶務に関すること(会計局審査出納課、庶 務集中局集中業務課及び物品契約課並びに鳥取県 東部県税事務所収税課、鳥取県東部福祉保健事務 所福祉企画課、鳥取県東部生活環境事務所環境・ 循環推進課、鳥取県東部農林事務所農林業振興 課、鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興 課、鳥取県鳥取県土整備事務所建設総務課及び鳥 取県八頭県土整備事務所建設総務課の所掌に属す るものを除く。)。

(文化観光局各課の所掌事務)

第8条の2 文化観光局各課及びまんが王国官房の所 第8条の2 文化観光局各課及びまんが王国官房の所 掌事務は、次のとおりとする。

文化政策課

- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 局の連絡調整に関すること。
- (6) 局の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。
- (7) 略

交流推進課 略

観光政策課

- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 山陰海岸ジオパークに関すること(緑豊かな 自然課と共管)。

国際観光推進課・まんが王国官房 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりと 第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりと する。

福祉保健課

- (1)~(19) 略
- (20) 福祉保健事務所、福祉事務所及び保健所に関 すること。
- (21) 略
- (22) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。
- (23) 略

障がい福祉課~子育て王国推進局青少年・家庭課

(文化観光局各課の所掌事務)

掌事務は、次のとおりとする。

文化政策課

- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 局の連絡調整に関すること(企画課の所掌に 属するものを除く。)。
- (6) 局の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課及び庶務集中局集中業務課並びに企画 課の所掌に属するものを除く。)。
- (7) 略

交流推進課 略

観光政策課

 $(1)\sim(4)$ 略

国際観光推進課・まんが王国官房 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

する。

福祉保健課

- (1)~(19) 略
- (20) 福祉事務所及び保健所に関すること。
- (21) 略
- (22) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課及び庶務集中局集中業務課の所掌に属 するものを除く。)。
- (23) 略

障がい福祉課~子育て王国推進局青少年・家庭課

子育て王国推進局子ども発達支援課

- (2) 障害児入所施設及び児童発達支援センターに 関すること。

健康医療局健康政策課~健康医療局医療指導課

(生活環境部各課の所掌事務)

する。

環境立県推進課

- (1)~(11) 略
- (12) 生活環境事務所に関すること。
- (13) 略
- (14) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。
- <u>(15</u>) 略

水・大気環境課~循環型社会推進課 略

緑豊かな自然課

- $(1)\sim(6)$ 略
- (7) 山陰海岸ジオパークに関すること(観光政策 課と共管)。
- (8)~(10) 略

砂丘事務所 略

くらしの安心局くらしの安心推進課

(1)~(15) 略

子育て王国推進局子ども発達支援課

- (1) 略
- (2) 知的障害児施設、肢体不自由児施設及び重症 心身障害児施設に関すること。

健康医療局健康政策課~健康医療局医療指導課

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりと 第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりと する。

環境立県推進課

(1)~(11) 略

(12) 略

(13) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課及び庶務集中局集中業務課の所掌に属 するものを除く。)。

<u>(14)</u> 略

水・大気環境課~循環型社会推進課 略 景観まちづくり課

- (1) 景観形成の推進に関すること。
- (2) 地方拠点都市地域の振興に関すること。
- (3) 都市計画及び都市計画事業(街路事業を除 く。) に関すること。
- (4) 土地区画整理に関すること。
- (5) 屋外広告物に関すること。
- (6) 民間企業の開発事業に係る指導及び連絡調整 に関すること。
- (7) 総合的な土地利用計画の策定及び土地利用規 制対策に関すること。
- (8) 地価公示及び地価調査に関すること。
- (9) 不動産鑑定業に関すること。
- (10) まち並み形成及び市街地整備の推進に関する
- (11) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号) の施行に関すること。

公園自然課

- $(1)\sim(6)$ 略
- (7) 狂犬病予防及び飼犬等の管理に関すること。
- (8)~(10) 略

砂丘事務所 略

くらしの安心局くらしの安心推進課

(1)~(15) 略

- (16) 狂犬病予防及び飼犬等の管理に関すること。
- <u>(17)</u> 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略

くらしの安心局消費生活センター 略

くらしの安心局景観まちづくり課

- (1) 景観形成の推進に関すること。
- (2) 都市計画及び都市計画事業 (街路事業を除 く。) に関すること。
- (3) 土地区画整理に関すること。
- (4) 屋外広告物に関すること。
- (5) 民間企業の開発事業に係る指導及び連絡調整 に関すること。
- (6) 総合的な土地利用計画の策定及び土地利用規 制対策に関すること。
- (7) 地価公示及び地価調査に関すること。
- (8) 不動産鑑定業に関すること。
- (9) まち並み形成及び市街地整備の推進に関する
- <u>の施行に関す</u>ること。

くらしの安心局住宅政策課 略

(商工労働部各課の所掌事務)

とする。

商工政策課

- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。
- (6) 略

立地戦略課

- (1) 企業立地に関すること。
- (2) 企業立地の促進等による地域における産業集 積の形成及び活性化に関すること。
- (3) 企業の育成及び製造業その他の産業の支援に 関すること。
- (4) 環境産業の振興に関すること。

経済産業総室

(1)~(10) 略

- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略

くらしの安心局消費生活センター 略

くらしの安心局住宅政策課 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおり 第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおり とする。

商工政策室

- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課及び庶務集中局集中業務課の所掌に属 するものを除く。)。
- (6) 略

経済通商総室

(1)~(10) 略

- (11) 企業の新事業開拓支援に関すること。
- (12) 中小企業による地域産業資源を活用した事業 活動の促進に関すること。
- (13) 中小企業者と農林漁業者の連携による事業活 動の促進のための中小企業者の支援に関するこ
- (14) 産業振興体制の整備に関すること。
- (15) 共同して研究等を行う大学等、民間企業、金 融機関及び官庁の連携に関すること。
- (16) 発明及び知的財産権に関すること。
- (17) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに 関すること。

雇用人材総室

- $(1)\sim(5)$ 略
- (6) 産業人材育成センターに関すること。
- (7)・(8) 略

雇用人材総室

- $(1)\sim(5)$ 略
- (6) 高等技術専門校に関すること。
- (7)・(8) 略

産業振興総室

- (1) 企業立地に関すること。
- (2) 企業立地の促進等による地域における産業集 積の形成及び活性化に関すること。
- (3) 企業の育成と産業の支援に関すること。
- (4) 企業の新事業開拓支援に関すること。
- (5) 中小企業による地域産業資源を活用した事業 活動の促進に関すること。
- (6) 中小企業者と農林漁業者の連携による事業活 動の促進に関すること。
- (7) 産業振興体制の整備に関すること。
- (8) 環境産業の振興に関すること。
- (9) 共同して研究等を行う大学等、民間企業、金 融機関及び官庁の連携に関すること。
- (10) 発明及び知的財産権に関すること。
- (11) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに 関すること。

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりと 第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりと する。

農政課

- $(1)\sim(3)$ 略
- (4) 中小企業者と農林漁業者の連携による事業活 動の促進に関すること(経済産業総室の所掌に属 するものを除く。)。
- (5)・(6) 略
- (7) 農林事務所及び農村総合研修所に関するこ と。

(農林水産部各課の所掌事務)

する。

農政課

- $(1)\sim(3)$ 略
- (4) 中小企業者と農林漁業者の連携による事業活 動の促進に関すること(産業振興総室の所掌に属 するものを除く。)。
- (5)・(6) 略
- (7) 農村総合研修所に関すること。

- (8) 略
- (9) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。
- (10) (11) 略

農業大学校 • 経営支援課 略 生産振興課

- (1) (2) 略
- (3) 鳥獣被害対策に係る国等との連絡調整に関す ること。
- (4) <u>鳥獣対策センター、病害虫防除所、</u>とっとり 花回廊及び鳥取二十世紀梨記念館に関すること。 畜産課・農地・水保全課 略

- (8) 略
- (9) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課及び庶務集中局集中業務課の所掌に属 するものを除く。)。
 - (10)・(11) 略

農業大学校・経営支援課 略 生産振興課

- (1) (2) 略
- (3) 野生鳥獣による農作物の被害対策に関するこ
- (4) とっとり花回廊、鳥取二十世紀梨記念館及び <u>病害虫防除所</u>に関すること。

畜産課・農地・水保全課 略 森林・林業総室

- (1) 林業及び木材産業の振興に関すること。
- (2) 森林の保全、整備及び活用に関すること。
- (3) 低コスト林業の推進に関すること。
- (4) 県産材の需要拡大及び販路開拓に関するこ
- (5) 林業担い手対策に関すること。
- (6) <u>林業金融に関すること。</u>
- (7) 森林計画に関すること。
- (8) 森林整備の地域活動支援に関すること。
- (9) 入会林野整備に関すること。
- (10) 林道及び作業道に関すること。
- (11) 林産物及び特用林産物の振興に関すること。
- (12) 木質バイオマスに関すること。
- (13) 県営林に関すること。
- (14) 保安林の整備管理に関すること。
- (15) 林地の保全に関すること。
- (16) 治山事業のうち保安林整備事業に関するこ
- <u>(17)</u> 造林に関すること。
- (18) 林業種苗に関すること。
- (19) 森林の病害、虫害及び獣害防除に関するこ
- (20) <u>森林国営保険に関すること。</u>
- (21) 緑化の推進に関すること。
- (22) とっとり共生の森に関すること。
- (23) 森林による二酸化炭素吸収に関すること。
- (24) 二十一世紀の森に関すること(農林総合研究 所林業試験場の所掌に属するものを除く。)。
- (25) とっとり出合いの森に関すること。
- (26) 林業の普及指導に関すること。
- (27) その他他課の所掌に属しない森林及び林業に

全国植樹祭課 略

農林総合研究所企画総務課

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 所の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課並びに農政課の所掌に属するものを除 <.).

(6) 略

農林総合研究所農業試験場~農林総合研究所林業 試験場 略

森林·林業振興局林政企画課

- (1) 林業及び木材産業の振興に関すること。
- (2) 林業担い手対策に関すること。
- (3) 林業金融に関すること。
- (4) 森林計画に関すること。
- (5) 森林整備の地域活動支援に関すること。
- (6) 入会林野整備に関すること。
- (7) 林業の普及指導に関すること。
- (8) 二十一世紀の森に関すること(農林総合研究 所林業試験場の所掌に属するものを除く。)。
- (9) その他他課の所掌に属しない森林及び林業に 関すること。

森林・林業振興局県産材・林産振興課

- (1) 低コスト林業の推進に関すること。
- (2) 県産材の需要拡大及び販路開拓に関するこ
- (3) 林道及び作業道に関すること。
- (4) 林産物及び特用林産物の振興に関すること。
- (5) 木質バイオマスに関すること。 森林・林業振興局森林づくり推進課
- (1) 森林の保全及び整備に関すること。
- (2) 森林の有する癒やしの効果の活用に関するこ
- (3) 県営林に関すること。
- (4) 保安林の整備管理に関すること。
- (5) 治山事業のうち保安林整備事業に関するこ
- (6) 造林に関すること。
- (7) 林業種苗に関すること。
- (8) 森林の病害、虫害及び獣害の防除に関するこ
- (9) 森林国営保険に関すること。
- (10) 緑化の推進に関すること。
- (11) とっとり共生の森に関すること。

関すること。

全国植樹祭課 略

農林総合研究所企画総務部

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 所の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課及び庶務集中局集中業務課並びに農政 課の所掌に属するものを除く。)。

(6) 略

農林総合研究所農業試験場~農林総合研究所林業 試験場 略

- (12) 森林による二酸化炭素の吸収に関すること。
- (13) とっとり出合いの森に関すること。

水産振興局水産課

- (1)~(10) 略
- (11) 水産事務所に関すること(経済産業総室と共 管)。
- (12)~(14) 略

(市場開拓局各課の所掌事務)

する。

市場開拓局市場開拓課

- $(1)\sim(5)$ 略
- (6) 食のみやこ鳥取プラザに関すること(東京本 部の所掌に属するものを除く。)。

市場開拓局食のみやこ推進課 略

(県土整備部各課の所掌事務)

<u>第14条</u> 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりと|<u>第13条</u> 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりと する。

県土総務課

- $(1)\sim(5)$ 略
- (6) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。
- (7) 略

技術企画課~空港港湾課 略

水産振興局水産課

- (1)~(10) 略
- (11) 水産事務所に関すること(経済通商総室と共 管)。
- (12)~(14) 略

(市場開拓局各課の所掌事務)

第13条 市場開拓局各課の所掌事務は、次のとおりと 第12条の2 市場開拓局各課の所掌事務は、次のとお りとする。

市場開拓局市場開拓課

 $(1)\sim(5)$ 略

市場開拓局食のみやこ推進課 略

(県土整備部各課の所掌事務)

県土総務課

- $(1)\sim(5)$ 略
- (6) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課及び庶務集中局集中業務課の所掌に属 するものを除く。)。
- (7) 略

技術企画課~空港港湾課 略

(行政監察監各課の所掌事務)

第14条 行政監察監各課の所掌事務は、次のとおりと する。

行政監察課

- (1) 県の業務の実施状況の監察に関すること。
- (2) 行政監察監の連絡調整に関すること(総務課 の所掌に属するものを除く。)。

公益法人·団体指導課

- (1) 公益法人に係る事務の総括に関すること。
- (2) 宗教法人に関すること。
- (3) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び 水産業協同組合の検査に関すること。

工事検査課

- (1) 県が施行する建設工事の検査に関すること。
- (2) 県費補助に係る建設工事の検査(技術的又は 専門的なもので知事が特に必要があると認めるも のに限る。) に関すること。

(課内室等の所掌事務)

第15条 総室内室及び課内室等の所掌事務は、課の長 第15条 総室内室及び課内室等の所掌事務は、課の長 が定め、主管する部局の長(以下「主管部局長」と を変更したときもまた同様とする。

2 略

(職制及び職務)

第16条 鳥取県行政組織条例第14条第1項に規定する 第16条 鳥取県行政組織条例第14条第2項に規定する 部局長は、次の表の左欄に掲げる部局の区分に応 じ、同表の右欄に定めるとおりである。

略		
地域振興部	地域振興部長	
略		
県土整備部	県土整備部長	

- 2 統轄監は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企 2 統轄監は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企 画及び立案を行うとともに、未来づくり推進局長を 指揮監督し、必要に応じて、部局の総合調整を行う ものである。
- 画及び立案を行うとともに、部局の所掌事務をつか さどるものである。
- 4 部局長は、前項の事務を遂行するため、県行政全 4 部局長等は、前項の事務を遂行するため、県行政 般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相 互に協力してその任に当たるものである。

- 6 部内局、課、総室内室及び課内室等(総務部東京 6 部内局、課、総室内室及び課内室等(総務部東京 本部の課内室等を除く。以下この条において同 じ。) に、それぞれその長を置き、それぞれ当該部 内局、課、総室内室及び課内室等の事務をつかさど る。
- 7 前項の規定により地域振興部東部振興監の長とし て置かれる東部振興監は、必要に応じて、県東部圏 域における施策の総合調整に関する事務を併せて行

- (3) 市町村等から委託を受けた建設工事の検査に 関すること。
- (4) 建設事業の評価に関すること。
- (5) 米子工事検査事務所に関すること。

(課内室等の所掌事務)

が定め、主管する部局等の長(以下「主管部局長」 いう。)及び知事に報告しなければならない。これ という。)及び知事に報告しなければならない。こ れを変更したときもまた同様とする。

2 略

(職制及び職務)

部局長等は、次の表の左欄に掲げる部局等の区分に 応じ、同表の右欄に定めるとおりである。

略	
企画部	企画部長
略	
県土整備部	県土整備部長
行政監察監	行政監察監

- 画及び立案を行うとともに、未来づくり推進局長を 指揮監督し、必要に応じて、部局等の総合調整を行 うものである。
- 3 部局長は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企 3 部局長等は、知事を補佐し、県行政の重要政策の 企画及び立案を行うとともに、部局等の所掌事務を つかさどるものである。
 - 全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、 相互に協力してその任に当たるものである。

- 本部の課内室等並びに農林水産部農林総合研究所企 画総務部の総務担当及び評価・企画担当を除く。以 下この条において同じ。) に、それぞれその長を置 き、それぞれ当該部内局、課、総室内室及び課内室 等の事務をつかさどる。
- 8 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事 7 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事 故があるときにその職務を代行させるため、必要が │ 故があるときにその職務を代行させるため、必要が │ あると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職 あると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職

員を置くことができる。

- (1) 部局長 次長(次長に相当するものを含む。 以下同じ。)
- (2) 課、総室内室又は課内室等の長 課長補佐 (課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。)

9 略

るときは、部局に理事監、参事監、企画調整幹及び 参事を置くことができる。

11 略

12 原子力安全対策監を危機管理局に置き、危機管理 局長の職務を補佐させるとともに、原子力安全対策 の総合調整に関する事務をつかさどる。

13 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関) 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属 機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げる とおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中 欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同 表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

3X ∨ ノ / 口 / /		: C 'Q'o
附属機関	担任する事務	庶務担当機 関
略		
鳥取県個人	略	
情報保護審	住民基本台帳法(昭和42	地域振興課
議会	年法律第81号)の規定に	
	よりその権限に属せられ	
	た事項についての調査審	
	議及び知事の諮問に応じ	
	て行う同法第30条の5第	
	1項の規定による通知に	
	係る本人確認情報の保護	
	に関する事項についての	
	調査審議並びにこれらの	
	事項についての知事に対	
	する建議に関する事務	
略		
鳥取県固定	地方税法(昭和25年法律	税務課
資産評価審	第226号)第401条の2第	
議会	2項及び第3項の規定に	
	よる固定資産評価基準の	
	細目及び固定資産の価格	

員を置くことができる。

- (1) 部局長等 次長(次長に相当するものを含 む。以下同じ。)
- (2) 文化観光局まんが王国官房の長 副官房長
- (3) 課、総室内室若しくは課内室等の長又は副官 房長 課長補佐(課長補佐に相当するものを含 む。以下同じ。)

8 略

10 <u>部局</u>の事務に参画させるため、必要があると認め9 <u>部局等</u>の事務に参画させるため、必要があると認 めるときは、<u>部局等</u>に理事監、参事監、企画調整幹 及び参事を置くことができる。

10 略

<u>11</u> 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関) 機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げる とおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中 欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同

表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

4×マノロ州(し)	何ける成別において ブから	(C (2) 0
附属機関	担任する事務	庶務担当機
נאו אין נוין	四日)の手切	関
略		
鳥取県個人	略	
情報保護審	住民基本台帳法(昭和42	地域づくり
議会	年法律第81号) の規定に	支援局自治
	よりその権限に属せられ	振興課
	た事項についての調査審	
	議及び知事の諮問に応じ	
	て行う同法第30条の5第	
	1項の規定による通知に	
	係る本人確認情報の保護	
	に関する事項についての	
	調査審議並びにこれらの	
	事項についての知事に対	
	する建議に関する事務	
略		
鳥取県固定	地方税法(昭和25年法律	税務課
資産評価審	第226号)第401条の2第	
議会	2項及び第3項の規定に	
	よる固定資産評価基準の	

細目及び固定資産の価格

	等の修正に関する知事の			等の修正に関する知事の	[
	勧告並びにその他固定資			勧告並びにその他固定資	
	産の評価に関する事項に			産の評価に関する事項に	
	ついての調査及び審議に			ついての調査及び審議に	
	関する事務			関する事務	
鳥取県公益	公益社団法人及び公益財	行政監察・			
認定等審議	団法人の認定等に関する	法人指導課			
	法律(平成18年法律第49				
	号)によりその権限に属				
	させられた事項の処理及				
	び一般社団法人及び一般				
	財団法人に関する法律及				
	び公益社団法人及び公益				
	財団法人の認定等に関す				
	る法律の施行に伴う関係				
	法律の整備等に関する法				
	律(平成18年法律第50				
	号)第1章第4節第6款				
	の規定によりその権限に				
	属させられた事項の処理				
	に関する事務				
鳥取県公共	鳥取県公共事業評価委員	工事検査課			
事業評価委	会条例(平成15年鳥取県				
員会	条例第8号) 第2条の規				
	定による実施中又は実施				
	前の公共事業の評価、公				
	共工事の費用の縮減、公				
	共工事における環境配慮				
	物品の使用その他の環境				
	への配慮及びその他公共				
	事業に関し客観的な評価				
	又は検討が必要であると				
	認められた事項について				
	の調査審議に関する事務				
略			略		
鳥取県人権	鳥取県人権尊重の社会づ	人権局人権	鳥取県人権	鳥取県人権尊重の社会づ	人権局人権
尊重の社会	くり条例(平成8年鳥取	・同和対策	尊重の社会	くり条例(平成8年鳥取	• 同和対策
づくり協議	県条例第15号)第7条第	課	づくり協議	県条例第15号)第7条第	課
会	2項及び第3項の規定に		会	2項及び第3項の規定に	
	よる人権施策基本方針及			よる人権施策基本方針及	
	び人権尊重の社会づくり			び人権尊重の社会づくり	
	に関する事項に関しての			に関する事項に関しての	
	知事に対する意見具申に			知事に対する意見具申に	
1	関する事務			関する事務	

権ひろば	について、鳥取県公の施		İ			
21指定管	設における指定管理者の					
理候補者審	指定手続等に関する条例					
查委員会	(平成16年鳥取県条例第					
	67号)第6条第2項及び					
	第22条第3項の規定によ					
	る指定管理者の指定に係					
	る審査に関する事務					
略				略		<u> </u>
鳥取県文化	鳥取県文化芸術振興条例	文化政策課		鳥取県文化	鳥取県文化芸術振興条例	文化政策課
芸術振興審	(平成15年鳥取県条例第			芸術振興審	(平成15年鳥取県条例第	
議会	53号) 第17条第1項の規			議会	53号) 第17条第1項の規	
	定による文化芸術の振興				定による文化芸術の振興	
	に関する事項の調査審議				に関する事項の調査審議	
	及び同条第2項の規定に				及び同条第2項の規定に	
	よる文化芸術の振興に関				よる文化芸術の振興に関	
	する事項についての知事				する事項についての知事	
	に対する意見の具申に関				に対する意見の具申に関	
	する事務				する事務	
文化観光局	文化観光局の所管に属す					
指定管理候	る公の施設(鳥取県立夢					
補者審査委	みなとタワーを除く。)					
員会	について、鳥取県公の施					
	設における指定管理者の					
	指定手続等に関する条例					
	第5条、第6条第2項及					
	び第22条第3項の規定に					
	よる指定管理者の指定に					
	係る審査に関する事務					
鳥取県立夢	鳥取県立夢みなとタワー					
みなとタワ	について、鳥取県公の施					
	設における指定管理者の					
候補者審査	指定手続等に関する条例					
委員会	第5条及び第22条第3項					
	の規定による指定管理者					
	の指定に係る審査に関す					
	る事務					
略		mate vo		略		mt va torre
	障害者基本法(昭和45年				障害者基本法(昭和45年	
	法律第84号)第36条第1	課			法律第84号)第36条第1	課
協議会	項の規定による障害者計			協議会	項の規定による障害者計	
	画の策定又は変更に関す				画の策定又は変更に関す	
	る知事の諮問に対する答				る知事の諮問に対する答	
	申、障害者に関する施策				申、障害者に関する施策	
	の総合的かつ計画的な推				の総合的かつ計画的な推	

進について必要な事項の 進について必要な事項の 調査審議及びその施策の 調査審議及びその施策の 実施状況の監視並びにそ 実施状況の監視並びにそ の施策の推進について必 の施策の推進について必 要な関係行政機関相互の 要な関係行政機関相互の 連絡調整を要する事項の 連絡調整を要する事項の 調査審議、精神保健及び 調査審議、精神保健及び 精神障害者福祉に関する 精神障害者福祉に関する 法律(昭和25年法律第 法律(昭和25年法律第 123号) 第9条の規定に 123号) 第9条の規定に よる精神保健及び精神障 よる精神保健及び精神障 害者の福祉に関する事項 害者の福祉に関する事項 の調査審議並びに知事の の調査審議並びに知事の 諮問に対する答申並びに 諮問に対する答申並びに 知事に対する意見の具申 知事に対する意見の具申 並びに障害者の日常生活 並びに障害者自立支援法 及び社会生活を総合的に (平成17年法律第123 支援するための法律(平 号) 第89条第6項の規定 成17年法律第123号)第 による障害者福祉計画の 89条第6項の規定による 策定又は変更に関する知 事の諮問に対する答申に 障害者福祉計画の策定又 は変更に関する知事の諮 関する事務 問に対する答申に関する 事務 鳥取県障害 障害者自立支援法第97条 鳥取県障害 障害者の日常生活及び社 者介護給付 会生活を総合的に支援す 者介護給付 第1項の規定による市町 費等不服審 るための法律第97条第1 費等不服審 村の介護給付費等に係る 杳会 項の規定による市町村の 処分についての不服申立 杏会 介護給付費等に係る処分 ての審査に関する事務 についての不服申立ての 審査に関する事務 鳥取県精神 精神保健及び精神障害者 鳥取県精神精神保健及び精神障害者 略 略 医療審査会 福祉に関する法律第12条 精神保健福 医療審査会 福祉に関する法律第12条 精神保健福 の規定による定期報告等 祉センター の規定による定期報告等 祉センター に係る措置入院者又は医 に係る措置入院者又は医し、入院の要 (入院の要 療保護入院者の入院の要否及び退院 療保護入院者の入院の要「否及び退院 否についての審査(知事 等の請求に 否についての審査(知事 等の請求に が報告を求めた任意入院 ついての審 が報告を求めた任意入院 ついての審 者に係るものを含む。) 杳処理に関 者に係るものを含む。) 杳処理に関 及び入院中の者又はそのすることに 及び入院中の者又はそのすることに 保護義務者からの退院等 限る。) 保護義務者からの退院等 限る。) の請求についての審査に の請求についての審査に 関する事務 関する事務 鳥取県福祉 福祉保健部の所管に属す 障がい福祉 保健部指定る公の施設について、鳥課(長寿社

|管理候補者||取県公の施設における指||会課及び子| 委員会

選定・審査 定管理者の指定手続等に 育て王国推 関する条例第5条、第6 進局子育で 条第2項及び第22条第3 応援課が担 項の規定による指定管理 当する事務 者の指定に係る審査に関を除く。) する事務

長寿社会課 (鳥取県立 皆生尚寿苑 及び鳥取県 立福祉人材 研修センタ 一に関する ことに限 る。)

子育て王国 推進局子育 て応援課 (鳥取県立 鳥取砂丘こ どもの国に 関すること に限る。)

略

鳥取県環境 環境基本法 (平成5年法 環境立県推 審議会

律第91号) 第43条第1項 進課 の規定による環境の保全 に関する基本的事項の調 査審議等に関する事務、 鳥獣の保護及び狩猟の適 正化に関する法律(平成 14年法律第88号) 及び温 泉法 (昭和23年法律第 125号) の規定によりそ の権限に属させられた事 項の調査審議並びに自然 環境の保全に関する重要 事項の調査審議に関する 事務並びにとっとりの豊 かで良質な地下水の保全 及び持続的な利用に関す る条例(平成24年鳥取県 条例第91号) 第8条第2 項、第11条第2項及び第 18条第2項の規定による

鳥取県環境 環境基本法 (平成5年法 環境立県推 審議会

律第91号) 第43条第1項 進課 の規定による環境の保全 に関する基本的事項の調 査審議等に関する事務並 びに自然環境保全法(昭

和47年法律第85号) 第51 条第2項の規定による鳥 獣の保護及び狩猟の適正 化に関する法律(平成14 年法律第88号)及び温泉 法(昭和23年法律第125 号)の規定によりその権 限に属させられた事項の 調査審議並びに自然環境 の保全に関する重要事項 の調査審議に関する事務

略

	地下水の保全及び持続的				
	な利用に関する調査審議				
	に関する事務				
略			略		
略			略		
鳥取県廃棄	鳥取県廃棄物処理施設の	循環型社会	鳥取県廃棄	鳥取県廃棄物処理施設の	循環型社会
物審議会	設置に係る手続の適正化	推進課	物審議会	設置に係る手続の適正化	推進課
	及び紛争の予防、調整等			及び紛争の予防、調整等	
	に関する条例(平成17年			に関する条例(平成17年	
	鳥取県条例第68号)第30			鳥取県条例第68号)第30	
	条の規定による事業者と			条の規定による事業者と	
	関係住民の合意形成に関			関係住民の合意形成に関	
	する結果の審査等につい			する結果の審査等につい	
	ての知事に対する意見の			ての知事に対する意見の	
	具申、廃棄物の処理及び			具申、廃棄物の処理及び	
	清掃に関する法律(昭和			清掃に関する法律(昭和	
	45年法律第137号)に基			45年法律第137号) に基	
	づく許可の申請又は届出			づく許可の申請又は届出	
	の審査に関し知事が意見			の審査に関し知事が意見	
	を求めた事項についての			を求めた事項についての	
	調査審議、産業廃棄物の			調査審議、産業廃棄物の	
	処理に関する重要な事項			処理に関する重要な事項	
	についての調査審議並び			についての調査審議並び	
	に廃棄物処理施設の設置			に廃棄物処理施設の設置	
	に係る紛争の予防及び調			に係る紛争の予防及び調	
	整に関する事項について			整に関する事項について	
	の知事に対する意見の具			の知事に対する意見の具	
	申に関する事務			申に関する事務	
			鳥取県景観	鳥取県景観形成条例(平	景観まちつ
			審議会	成19年鳥取県条例第14	くり課
				号)第26条の規定による	
				景観形成に関する事項の	
				調査審議及び景観形成に	
				関する事項についての知	
				事に対する意見の具申に	
			<u> </u>	関する事務	
				都市計画法(昭和43年法	
			計画審議会	律第100号) 第77条第1	
				項の規定による同法によ	
				りその権限に属させられ	
				た事項の調査審議及び知	
				事の諮問に応じ都市計画	
				に関する事項の調査審議	
	I]	Ī	に関する事務	

		審査会	の規定による同法第50条	
			第1項に規定する審査請	
			求に対する裁決その他同	
			法によりその権限に属さ	
			せられた事項を行う事務	
		米子境港都	土地区画整理法(昭和29	
			年法律第119号)第56条	
			第3項の規定による換地	
			計画、仮換地の指定及び	
			減価補償金の交付に関す	
		正生田賊云	る事項について同法によ	
			りその権限に属させられ	
			た事項の調査審議に関す	
		自形旧巨州	る事務	
			鳥取県屋外広告物条例	
			(昭和37年鳥取県条例第	
		会	31号) 第11条第1項及び	
			第2項の規定による広告	
			物に関する重要事項の調	
			査審議及び広告物に関す	
			る重要事項についての知	
			事に対する建議に関する	
			事務	
			国土利用計画法(昭和49	
			年法律第92号)第38条第	
		方審議会	1項の規定による同法に	
			よりその権限に属させら	
			れた事項の調査審議並び	
			に国土の利用に関する基	
			本的な事項及び土地利用	
			に関し重要な事項の調査	
			審議に関する事務	
		鳥取県土地	国土利用計画法第39条第	
		利用審査会	2項の規定による同法に	
			よりその権限に属させら	
			れた事項の処理に関する	
			事務	
略	,	略		
鳥取県消費	消費生活の安定及び向上 くらしの安	鳥取県消費	消費生活の安定及び向上	くらしの安
生活審議会	に関する条例(昭和55年 心局消費生	生活審議会	に関する条例(昭和55年	心局消費生
	鳥取県条例第5号) 第24 活センター		鳥取県条例第5号)第24	活センター
	条の規定による県民の消		条の規定による県民の消	
	費生活に関する重要事項		費生活に関する重要事項	
	の調査審議及び県民の消		の調査審議及び県民の消	
	費生活に関する事項に関		費生活に関する事項に関	

	しての知事に対する意見		しての知事に	対する意見
	の具申に関する事務		の具申に関す	る事務
取県景観	鳥取県景観形成条例(平	くらしの安		
議会	成19年鳥取県条例第14	心局景観ま		
	号) 第26条の規定による	ちづくり課		
	景観形成に関する事項の			
	調査審議及び景観形成に			
	関する事項についての知			
	事に対する意見の具申に			
	関する事務			
取県都市	都市計画法(昭和43年法			
画審議会	律第100号)によりその			
	権限に属させられた事項			
	の調査審議及び知事の諮			
	問に応じ都市計画に関す			
	る事項の調査審議に関す			
	る事務			
取県開発	都市計画法第50条第1項			
査会	に規定する審査請求に対			
	する裁決その他同法によ			
	りその権限に属させられ			
	た事項に関する事務			
子境港都	土地区画整理法(昭和29			
計画事業	年法律第119号)第56条			
子駅前通	第3項の規定による換地			
土地区画	計画、仮換地の指定及び			
理審議会	減価補償金の交付に関す			
	る事項について同法によ			
	りその権限に属させられ			
	た事項の調査審議に関す			
	る事務			
取県屋外	鳥取県屋外広告物条例			
告物審議	(昭和37年鳥取県条例第			
	31号) 第11条第1項及び			
	第2項の規定による広告			
	物に関する重要事項の調			
	査審議及び広告物に関す			
	る重要事項についての知			
	事に対する建議に関する			
	事務			
取県国土	国土利用計画法(昭和49			
用計画地	年法律第92号)によりそ			
審議会	の権限に属させられた事			
	項の調査審議並びに国土			
	の利用に関する基本的な			

	事項及び土地利用に関し					
	重要な事項の調査審議に					
	関する事務					
鳥取県土地	国土利用計画法によりそ					
利用審査会	の権限に属させられた事					
	項の処理に関する事務					
略		くらしの安		略		くらしの多
鳥取県建築	建築士法第28条の規定に	心局住宅政		鳥取県建築	建築士法第28条の規定に	心局住宅政
士審査会	よる2級建築士試験及び	策課		士審査会	よる2級建築士試験及び	策課
	木造建築士試験に関する				木造建築士試験に関する	
	事務並びに同法によりそ				事務並びに同法によりそ	
	の権限に属させられた事				の権限に属させられた事	
	項の処理に関する事務				項の処理に関する事務	
鳥取県生活	生活環境部の所管に属す	水・大気環				
環境部指定	る公の施設について、鳥	境課(緑豊				
管理候補者	取県公の施設における指	かな自然課				
審査委員会	定管理者の指定手続等に	が担当する				
	関する条例第5条、第6	事務を除				
	条第2項及び第22条第3					
	項の規定による指定管理	緑豊かな自				
	者の指定に係る審査に関	然課(鳥取				
	する事務	県立布勢総				
		合運動公				
		園、鳥取県				
		立東郷湖羽				
		合臨海公園				
		及び鳥取県				
		立氷ノ山自				
		然ふれあい				
		館に関する				
		ことに限				
		る。)			<u> </u>	何なるか
	中小企業団体の組織に関				中小企業団体の組織に関	
企業調停審		<u>至</u>			する法律(昭和32年法律	<u>至</u>
議会	第185号)の規定により			議会	第185号)の規定により	
	商工組合等が締結する組				商工組合等が締結する組 合協約及び特殊契約に関	
	△·拉約B7K胜班切約17甲		1 1		口防が火い付が不失がた民	l
	合協約及び特殊契約に関する重要事項・中小企業				する重要項 由小企業	
	する重要事項、中小企業				する重要事項、中小企業の事業活動の機会の確保	
	する重要事項、中小企業 の事業活動の機会の確保				の事業活動の機会の確保	
	する重要事項、中小企業 の事業活動の機会の確保 のための大企業者の事業				の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業	
	する重要事項、中小企業 の事業活動の機会の確保 のための大企業者の事業 活動の調整に関する法律				の事業活動の機会の確保 のための大企業者の事業 活動の調整に関する法律	
	する重要事項、中小企業 の事業活動の機会の確保 のための大企業者の事業 活動の調整に関する法律 (昭和52年法律第74号)				の事業活動の機会の確保 のための大企業者の事業 活動の調整に関する法律 (昭和52年法律第74号)	
	する重要事項、中小企業 の事業活動の機会の確保 のための大企業者の事業 活動の調整に関する法律				の事業活動の機会の確保 のための大企業者の事業 活動の調整に関する法律	

	定に及ぼす影響等に関す		1	定に及ぼす影響等に関す	
	る事項並びに中小企業等			る事項並びに中小企業等	
	協同組合法(昭和24年法			協同組合法(昭和24年法	
	律第181号)の規定によ			律第181号) の規定によ	
	り事業協同組合等が締結			り事業協同組合等が締結	
	する団体協約に関する重			する団体協約に関する重	
	要事項の調査審議に関す			要事項の調査審議に関す	
	る事務			る事務	
鳥取県大規	鳥取県大規模小売店舗立		鳥取県大規	鳥取県大規模小売店舗立	
模小売店舗	地審議会条例(平成12年		模小売店舗	地審議会条例(平成12年	
立地審議会	鳥取県条例第21号)第2		立地審議会	鳥取県条例第21号)第2	
	条の規定による大規模小			条の規定による大規模小	
	売店舗を設置する者がそ			売店舗を設置する者がそ	
	の施設の配置及び運営方			の施設の配置及び運営方	
	法について配慮すべき重			法について配慮すべき重	
	要事項の調査審議に関す			要事項の調査審議に関す	
	る事務			る事務	
地方独立行	鳥取県地方独立行政法人		地方独立行	鳥取県地方独立行政法人	産業振興総
政法人鳥取	法施行条例(平成18年鳥		政法人鳥取	法施行条例(平成18年鳥	室
県産業技術	取県条例第61号)第2条		県産業技術	取県条例第61号)第2条	
センター評	の規定による地方独立行		センター評	の規定による地方独立行	
価委員会	政法人の業務の実績に関		価委員会	政法人の業務の実績に関	
	する評価その他地方独立			する評価 <u>に関すること</u> そ	
	行政法人法によりその権			の他地方独立行政法人法	
	限に属せられた事項の処			によりその権限に属せら	
	理に関する事務(地方独			れた事項の処理に関する	
	立行政法人鳥取県産業技			事務(地方独立行政法人	
	術センターに係るものに			鳥取県産業技術センター	
	限る。)			に係るものに限る。)	
鳥取県商工	とっとりバイオフロンテ				
労働部指定	ィアについて、鳥取県公				
管理候補者	の施設における指定管理				
審査委員会	者の指定手続等に関する				
	条例第6条第2項及び第				
	22条第3項の規定による				
	指定管理者の指定に係る				
	審査に関する事務				
鳥取県農業	農業災害補償法(昭和22	農政課	鳥取県農業	農業災害補償法(昭和22	農政課
共済保険審	年法律第185号) 第131条		共済保険審	年法律第185号) 第131条	
查会	第1項及び第143条の2		查会	第1項及び第143条の2	
	第2項の規定による農業			第2項の規定による農業	
	共済組合連合会の組合員			共済組合連合会の組合員	
	が保険に関する事項につ			が保険に関する事項につ	
	いて提起する訴の審査並			いて提起する訴の審査並	
	びに農業災害の発生、予			びに農業災害の発生、予	

項、共済掛金等の適正化 に関する事項での傾同法 の選由に関する重要事項 の調査審議に関する事務 為取県機林 農林水産部の所管に属す 最政課(生 水産部指定 る公の施設にわける智 機政 無核・林業 審査会員会 常名 領及の第2条第 3 課及の指定公案第 3 課及の指定による指定管理 者の相定に係る審査に関する事務 「全権規則。 「会事務を除く。」 「本権選別。「会事表別。」 「本権選別。「会事表別。」 「会事表別。「表示、本本業 援援局 林 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		防及び防止に関する事			防及び防止に関する事	
の選用に関する重要事項 の調査審鑑に関する事務 為取果機林 養林本医部の所管に属す 農政課 (生 水産部指定 取長のが聴設において、烏 音楽を委員会 問する来、第 6 づくり推進 条第2項及び第22条第 3 環及が北産 者の指定に係る審査に関 する事務を除 く。) 生産展興課 (鳥取県立 とっとり花 回廊及び鳥 取・止を配関 することに 限る・ト 林妻 振興局森林 づくり推進 雅 (鳥取県立 とっとり花 回廊及び鳥 取・止を配関 することに 限る・ト 林妻 振興局森林 づくり推進 雅 (鳥取り カーシの森 に関すること と に 限 る。) 水産服興局 水産課 (鳥取県 立とった産) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		項、共済掛金等の適正化			項、共済掛金等の適正化	
□ の護を審議に関する事務 □ 島取県林 農林水南部の所管に属す 農政課(生 水産部指定 会の協設において、島 産扱興課、 管理技術籍 対 東京公 物能工手統等に 接乗局森林 関する条例第5条、第6 ※ 第 9 項の規定による指定管理 提級・財産 1 大多事務を除 く。) 生産 振興課 (島取県立 とっとり花 回脈及び島 取財立島取 二十世紀製 記念館に関することに 限る。) 森林・林葉 振興局森林 づくり推進 課(島取県立 とっとり花 回脈及び島 取財立島の取 二十世紀製 記念館に関することに 限る。) 森林・松葉 振興局森林 づくり推進 課(島取県立 とっととに 限る。) 本産課 (島取県立 とっとの森に関することに 限る。) 水産課 (島取県 並とっとと) 北京 1 大字 1 大		に関する事項その他同法			に関する事項その他同法	
		の運用に関する重要事項			の運用に関する重要事項	
水産部指定 管理候補者 審査委員会 関する条例第5条、第6 づくり推進 集発2項及び第22条第3 課 及び水産 集第2項及び第22条第3 課 表第2項の規定による指定管理 者の指定に係る審査に関 する事務を除 く。 生産振興課 (鳥政県立 とっとり花 回廊及び島 取県立とっとりも花 回廊及び島 取県立とっとりもで の表をはに関 することに 限る。) 基林・林業 振興局森林 づくり推進 課(鳥政県立とっとり 出合いの表 に関すること とに にある。) 水産展、場構 水産・製薬 高、シース・シース・シース・シース・シース・シース・シース・シース・シース・シース・		の調査審議に関する事務			の調査審議に関する事務	
管理核の指定手続等に	鳥取県農林	農林水産部の所管に属す	農政課(生			
審査委員会 関する条例第5条、第6 がくり推進 条第2項及び第22条第3 課及び水産 類の規定による指定管理 接換局水産 者の指定に係る審査に関 表事務を除く。) 生産振興課 (鳥取県立とつとり 化回施及び鳥取県立島取二十世紀製 記念館に関することに 限る。) 森林・林楽 振興局森林 づくり推進 課 (鳥取県立とつとの ルカー の 乗 に関することに 限る。) 水産振興 局取県 強港 水産物地方 卸売市場及 び境漁港に 関すること に限る。) 水産振興 (鳥取県 立とっとの 基 に関すること に関すること に関すること に関する。と に限る。) 水産振興 (島取県 強港 水産物地方 卸売市場及 び境漁港に関する。) は、	水産部指定	る公の施設について、鳥	産振興課、			
関する条例第5条、第6 条第2項及び第22条第3 項の規定による指定管理 者の指定に係る審査に関する事務 (。) 生産振興課 (鳥取県立 とっとり花 回廊及び鳥 取県立島取 二十世紀製 記念前に関することに 服表・林来 振興局泰林 づくり推進 課(鳥取県 立とっとり 出合いの森 に関することに 限る。) 水産振興局 水産振興局 水産振興局 水産振興局 なとの経 とに限る。) 水産振興局 水産振興局 水産機関局 水産機関局 水産機関局 水産機関局 水産機関局 水産機関局 水産機関局 水産機関局 水産機関 海、(昭和26年法律第 <u>養林・林業</u> 審議会 249号)第68条第2項の 規定による森林に関する 企 <u>画課</u>	管理候補者	取県公の施設における指	森林・林業			
	審査委員会	定管理者の指定手続等に	振興局森林			
項の規定による指定管理 接触局水産		関する条例第5条、第6	づくり推進			
者の指定に係る審査に関 する事務 名・著称を除 く。) 生産凝集課 (鳥取県立 とっとり花 回廊及び島 取県立島取 二十世紀製 記念館に関 することに 限る。) 森林・林業 接集周森林 つざくり推進 護 (鳥取県 立とっとり 出合いの森 に関すること に限る。) 水産凝集局 水産製場局 水産製場局 水産製場局 水産製場局 水産製場局 水産製場局 水産機関局 水産機関 温度による森林に関する		条第2項及び第22条第3	課及び水産			
する事務 本本法 (昭和26年法律第 本本・本業 振興局本政 大変 大変 大変 大変 大変 大変 大変 大		項の規定による指定管理	振興局水産			
全座振興課 (鳥取県立 とっとり花 回解及び鳥 取 型 立島取 二十世紀製 記念館に関 することに 限る。) 森林・林業 振興局森林 づくり推進 課 (鳥取県立 とっとり 出合いの森 に関すること に 限 る。) 水産振興局 水産課 (鳥 取 県 営境港 水産物地方 卸売市場及 び境漁港に 関すること に限る。) 東京 大産・		者の指定に係る審査に関	課が担当す			
生産援興課 (鳥取県立 とっとり花 回廊及び鳥 取県立鳥取 二十世紀製 記念館に関 することに 限る。とに 限る。) 森林・林業 振興局森林 づくり推進 課(鳥取県 立とっとり 出合いの森 に関することとに 限る。) 水産援興局 水産駅(鳥 取県営境港 水産物地方 卸売油港及 び境漁港に 関すること に限る。) あ、別 水産援機局 水産物地方 卸売油港及 び境漁港に 関すること に限る。) 高取県森林 森林法(昭和26年法律第 養林・林業 審議会 養林・林業 審議会 鳥取県森林 審議会 森林と(昭和26年法律第 養林・林業 審議会 養林・林業 審議会 場所 本本・林業 審議会 249号)第68条第2項の 規定による森林に関する 機密室 地定による森林に関する		する事務	る事務を除			
(鳥取県立とっとり花 回廊及び鳥 取県立鳥取 二十世紀梨 記念館に関することに 限る。) 森林・林業 振興局森林 づくり 唐取県立とっとり 出合いの森 に関すること に 限 る。) 水産援興局 水産酸 (鳥 取県 境港港 水産物地方 卸売 湯港に 関すること に 限 る。) 水産緩乗局 水産酸 (島 取県 京			< ∘)			
とっとり花 回廊及び鳥 取果立鳥取 二十世紀梨 記念館に関することに限る。) 森林・林業 振興局森林 づくり推進課(鳥取県立といの森に関することに限る。) 水産振興局水産課(鳥取県産業・水産物地方卸売市場及び境漁港に関することに限る。) 加売市場及び境漁港に関することに限る。) 場取県森林森林法(昭和26年法律第審議会 249号)第68条第2項の規定による森林に関する 鳥取県森林森林法(昭和26年法律第審議会 249号)第68条第2項の規定による森林に関する			生産振興課			
回廊及び鳥取県立島取 二十世紀梨 記念館に関 することに 限る。) 森林・林業 振興局森林 づくり推進 課(鳥取県 立とっとり 出合いの森 に関すること とに る。) 水産振興局 水産課 (島 取県で海港 水産物地方 卸売市場及 び境漁港に 関すること に限る。) 湯取県森林 森林法(昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号)第68条第2項の 規定による森林に関する 規定による森林に関する 規定による森林に関する			(鳥取県立			
取県立鳥取 二十世紀契 記念館に関 することに 限る。) 森林・林業 振興局森林 づくり推進 課(鳥取県 立とっとり 出合いの森 に関することに 限る。) 水産振興局 水産課(鳥 取県営境港 水産物地方 卸売市場及 び境漁港に 関すること に限る。) (場別では、大変を関 に関すること に限る。) (場別では、大変を表して に取る。) (場別では、大変を表して になる。) (場別では、大変を表して になる。) (場別では、大変を表して になる。) (場別では、大変を表して になる。) (場別では、大変を表して になる。) (場別では、大変を表して になる。) (ま)になる、大変を表して になる。) (ま)になる。)			とっとり花			
二十世紀梨 記念館に関することに 限る。) 森林・林業 振興局森林 づくり推進 課 (鳥取県 立とっとり 出合いの森 に関することに 限 表			回廊及び鳥			
記念館に関することに 限る。) 森林・林業 振興局森林 づくり推進 課 (鳥取県立とっとり 出合いの森に関すること に 限 る。) 水産振興局 水産振興局 水産振興局 水産 水産 水産 水産 水産 水産 大産 水産 大産 大			取県立鳥取			
することに 限る。) 森林・林業 振興局森林 づくり推進 課 (鳥取県 立とっとり 出合いの森に関すること に 限 る。) 水産振興局 水産課 (鳥取県営境港 水産物地方 卸売市場及 び境漁港に 関すること に限る。)			二十世紀梨			
限る。) 森林・林業 振興局森林 づくり推進 課 (鳥取県立とっとり出合いの森に関することに限る。) 水産振興局 水産課 (鳥取県営境港、水産物地方 卸売市場及 び境漁港に関することに限る。)			記念館に関			
森林・林業振興局森林 づくり推進課(鳥取県立とっとり出合いの森に関することに限る。) 水産振興局 水産課(鳥取県営境港 水産物地方			することに			
振興局森林 づくり推進 課(鳥取県 立とっとり 出合いの森 に関することに限 る。) 水産振興局 水産課(鳥 取県営境港 水産物地方 卸売市場及 び境漁港に 関すること に限る。) 鳥取県森林 森林法(昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号)第68条第2項の 規定による森林に関する と直課 場取県森林 森林法(昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号)第68条第2項の 規定による森林に関する			限る。)			
一						
課(鳥取県立とっとり出合いの森に関することに限る。) 水産振興局 水産課(鳥取県営境港 水産物地方 卸売市場及 び境漁港に 関することに限る。) 鳥取県森林 森林法(昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号)第68条第2項の 規定による森林に関する 企画課 鳥取県森林 森林法(昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号)第68条第2項の 規定による森林に関する						
立とっとり 出合いの森 に関するこ と に 限 る。) 水産振興局 水産課(鳥 取県営境港 水産物地方 卸売市場及 び境漁港に 関すること に限る。) 鳥取県森林 審議会 249号)第68条第 2 項の 規定による森林に関する 企画課						
出合いの森 に関することに限る。) 水産振興局 水産悪(鳥 取県営境港 水産物地方 卸売市場及 び境漁港に 関すること に限る。) 鳥取県森林 審議会 249号)第68条第2項の 規定による森林に関する						
に関することに限る。) 水産振興局 水産課(鳥 取県営境港 水産物地方 卸売市場及 び境漁港に 関すること に限る。) 鳥取県森林 森林法 (昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号) 第68条第 2 項の 規定による森林に関する 企画課 鳥取県森林 森林法 (昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号) 第68条第 2 項の 規定による森林に関する 担定による森林に関する 担定による森林に関する 担定による森林に関する 担定による森林に関する 担定による森林に関する 担定による森林に関する しまる森林に関する しまるまた。 しまるまたた。 しまるまたるまた。 しまるまたた。 しまるまたるまたまた。 しまるまたるまた。 しまるまたまたまたまた。 しまるまたまたまた。 しまるまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたま						
とに限る。) 水産振興局水産課(鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港に関することに限る。) 島取県森林森林法(昭和26年法律第審議会 249号)第68条第2項の規定による森林に関する 企画課 鳥取県森林森林法(昭和26年法律第審議会 249号)第68条第2項の規定による森林に関する						
る。) 水産振興局 水産課(鳥 取県営境港 水産物地方 卸売市場及 び境漁港に関することに限る。) 農取県森林 森林法(昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号)第68条第2項の規定による森林に関する 場取県森林 森林法(昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号)第68条第2項の規定による森林に関する 場取県森林 森林法(昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号)第68条第2項の規定による森林に関する						
水産振興局 水産振興局 水産課(鳥 取県営境港 水産物地方 卸売市場及 び境漁港に 関すること に限る。) 鳥取県森林 森林法 (昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号) 第68条第2項の 規定による森林に関する 企画課 規定による森林に関する 規定による森林に関する 規定による森林に関する 規定による森林に関する 根定による森林に関する 449号) 第68条第2項の 規定による森林に関する 449号) 第68条第2項の 449号) 第68号 449号) 第68号 449号) 第68号 449号) 第68号 449号						
水産課(鳥取県営境港水産物地方 卸売市場及 び境漁港に 関すること に限る。) 鳥取県森林 森林法 (昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号) 第68条第 2 項の 規定による森林に関する 企画課 規定による森林に関する 規定による森林に関する 根定による森林に関する 449号) 第68条第 2 項の 449号) 449号) 449号》 449						
取県営境港 水産物地方 卸売市場及 び境漁港に 関すること に限る。) 鳥取県森林 森林法 (昭和26年法律第 <u>森林・林業</u> 審議会 249号) 第68条第 2 項の 規定による森林に関する <u>企画課</u> 鳥取県森林 森林法 (昭和26年法律第 <u>森林・林業</u> ※ <u>総室</u> 規定による森林に関する <u>企画課</u>						
水産物地方 卸売市場及 び境漁港に 関すること に限る。) 鳥取県森林 森林法 (昭和26年法律第 審議会 249号) 第68条第 2 項の 規定による森林に関する <u>企画課</u> 鳥取県森林 森林法 (昭和26年法律第 <u>森林・林業</u> 審議会 249号) 第68条第 2 項の 規定による森林に関する <u>企画課</u> 規定による森林に関する						
印売市場及 び境漁港に 関すること に限る。) 高取県森林 森林法(昭和26年法律第 森林・林業 審議会 高本林・林業 249号)第68条第2項の 規定による森林に関する 鳥取県森林 振興局林政 規定による森林に関する 森林・林業 を適理 お後室 規定による森林に関する						
「び境漁港に関することに限る。」 「は限る。」 「鳥取県森林 森林法 (昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号) 第68条第2項の規定による森林に関する 「振興局林政 規定による森林に関する」 「最東局林政 規定による森林に関する」 「東東局林政 規定による森林に関する」 「東東局林政 規定による森林に関する」 「本林・林業 審議会」 「現定による森林に関する」 「おおおより、「おおおより、「おおおより」 「おおおより、「おおおより」 「おおおより、「おおおより」 「おおより、「おおおより」 「おおより、「おおより」 「おおより、「おおより、「おおより」 「おおより、「おおより、「おおより」 「おおより、「おおより、「おおより、「おおより、」」 「おおより、「おおより、「おおより、」」 「おおより、「おおより、「おおより、「おおより、」」 「おおより、「おおより、「おおより、」」 「おおより、「おおより、「おおより、「おおより、」」 「おおより、「おおより、「おおより、「おおより、「おおより、」」 「おおより、「おおより、「おおより、「おおより、「おおより、」」 「おおより、「おおより、「おおより、「おおより、「おおより、「おおより、「おおより、」」 「おおより、「おおより、「おおより、「おおより、「おおより、「お						
鳥取県森林 森林法 (昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号) 第68条第2項の 規定による森林に関する 企画課 鳥取県森林 森林法 (昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号) 第68条第2項の 規定による森林に関する						
鳥取県森林 森林法 (昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号)第68条第2項の 規則局林政 規定による森林に関する 企画課 鳥取県森林 森林法 (昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号)第68条第2項の 総室						
鳥取県森林 森林法(昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号) 第68条第2項の 規定による森林に関する 原則局林政 (昭和26年法律第 森林・林業 審議会 249号) 第68条第2項の 規定による森林に関する						
審議会 249号) 第68条第2項の 規定による森林に関する 振興局林政 企画課 審議会 249号) 第68条第2項の 規定による森林に関する 総室	鳥取県森林	森林法(昭和26年法律第		鳥取県森林	森林法(昭和26年法律第	森林・林業
規定による森林に関する 企画課 規定による森林に関する						
エステハにて、トン/27		重要事項についての知事			重要事項についての知事	

1	に対する答申及び関係行		1 1		に対する答申及び関係行	
	政庁に対する建議に関す				政庁に対する建議に関す	
	る事務				る事務	
鳥取県内水	鳥取県内水面利用調整委	行政監察・		鳥取県内水	鳥取県内水面利用調整委	水産振興局
面利用調整	員会条例(平成15年鳥取	法人指導課		面利用調整		
委員会	県条例第55号)第2条の			委員会	県条例第55号)第2条の	
	規定による内水面の利用				規定による内水面の利用	
	等に係る争いに係るあっ				等に係る争いに係るあっ	
	せん及び仲裁に関する事				せん及び仲裁に関する事	
	務	対応に関す			務	の他の調査
		ることを除				等に関する
		<.)				ことに限
		水産振興局				る。)
		水産課(内				行政監察課
		水面の利用				(水産振興
		に係る資料				局水産課が
		の収集、法				担当する事
		令の調査そ				務及び議会
		の他の調査				対応に関す
		等に関する				ることを除
		ことに限				<.)
		る。)				()
		行政監察・				水産振興局
		法人指導課				水産課及び
		及び水産振				行政監察課
		興局水産課				(議会対応
		(議会対応				に関するこ
		に関するこ				とに限
		とに限				る。)
		る。)				00 /
略		00 /		略		
	鳥取県地方港湾審議会条	空港港湾課			鳥取県地方港湾審議会条	空港港湾課
	例(昭和49年鳥取県条例				例(昭和49年鳥取県条例	
	第16号)第1条の規定に			TOT 7 E RAZE	第16号)第1条の規定に	
	よる県が管理する重要港				よる県が管理する重要港	
	湾及び地方港湾に関する				湾及び地方港湾に関する	
	重要事項の調査審議に関				重要事項の調査審議に関	
	する事務				する事務	
鳥取県県十	鳥取県立みなとさかい交					
	流館について、鳥取県公					
	の施設における指定管理					
	者の指定手続等に関する					
п д х х д	条例第6条第2項及び第					
	22条第3項の規定による					
	指定管理者の指定に係る					
I	11日に日生日の1日に下る	I	l I	I	l	

I	審査に関する事務		
鳥取県立大	鳥取県立大山駐車場につ	西部総合事	息
山駐車場指	いて、鳥取県公の施設に	務所地域振	認
定管理候補	おける指定管理者の指定	興局西部広	会
者審査委員	手続等に関する条例第6	域観光課	
会	条第2項及び第22条第3		
	項の規定による指定管理		
	者の指定に係る審査に関		
	する事務		
鳥取県立大	鳥取県立大山自然歴史館	西部総合事	
山自然歴史	について、鳥取県公の施	務所生活環	
館指定管理	設における指定管理者の	境局生活安	
候補者審査	指定手続等に関する条例	全課	
委員会	第5条及び第22条第3項		
	の規定による指定管理者		
	の指定に係る審査に関す		
	る事務		
			鳥
			事
			員

(名称、位置及び所管区域)

県条例第40号)<u>第2条第1項</u>の規定により設置され た総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のと おりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県中部	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
総合事務所		
鳥取県西部	米子市	米子市、境港市、西伯郡及

鳥取県公益	公益社団法人及び公益財	公益法人·
認定等審議	団法人の認定等に関する	団体指導課
会	法律(平成18年法律第49	
	号) 第50条第1項の規定	
	による同法によりその権	
	限に属させられた事項の	
	処理及び一般社団法人及	
	び一般財団法人に関する	
	法律及び公益社団法人及	
	び公益財団法人の認定等	
	に関する法律の施行に伴	
	う関係法律の整備等に関	
	する法律(平成18年法律	
	第50号)第1章第4節第	
	6款の規定によりその権	
	限に属させられた事項の	
	処理に関する事務	
鳥取県公共	鳥取県公共事業評価委員	工事検査課
事業評価委	会条例(平成15年鳥取県	
員会	条例第8号)第2条の規	
	定による実施中又は実施	
	前の公共事業の評価、公	
	共工事の費用の縮減、公	
	共工事における環境配慮	
	物品の使用その他の環境	
	への配慮及びその他公共	
	事業に関し客観的な評価	
	又は検討が必要であると	
	認められた事項について	
	の調査審議に関する事務	

(名称、位置及び所管区域)

第21条 鳥取県総合事務所等設置条例 (平成15年鳥取 第21条 鳥取県総合事務所設置条例 (平成15年鳥取県 条例第40号) 第1条第1項の規定により設置された 総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとお りである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部	鳥取市	鳥取市及び岩美郡
総合事務所		
鳥取県八頭	八頭郡八	八頭郡
総合事務所	頭町	
鳥取県中部	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
総合事務所		
鳥取県西部	米子市	米子市、境港市 <u>及び西伯郡</u>

総合事務所	び日野郡	

2 鳥取県総合事務所等設置条例第2条第3項の規定 により設置された総合事務所の日野振興センターの 名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県西部総合事務所	日野郡日野町
日野振興センター	

(内部組織)

第22条 鳥取県中部総合事務所に、次の表の左欄に掲 第22条 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、 げる<u>局</u>を置き、<u>局</u>の事務を分掌させるため、それぞ れ同表の<u>中欄</u>に掲げる課を置き、それぞれ同表の<u>右</u> 欄に掲げる<u>室等</u>を置く。

地域振興局	中部振興課
	会計総務課
	農商工連携
	チーム
	中山間地域
	振興チーム
福祉保健局	福祉企画課
	福祉支援課
	障がい者支
	援課
	健康支援課
生活環境局	環境・循環
	推進課
	生活安全課
	建築住宅課
農林局	農業振興課
	倉吉農業改
	良普及所
	東伯農業改
	良普及所
	地域整備課
	基盤整備室
	林業振興課
県土整備局	建設総務課
	維持管理課
	用地課
	計画調査課
	道路都市課
	河川砂防課

L	総合事務所		
I	鳥取県日野	日野郡日	日野郡
	総合事務所	野町	

(内部組織)

 $\frac{2}{2}$ それぞれ同表の $\frac{1}{2}$ 第2欄に掲げる $\frac{1}{2}$ 6世を置き、 $\frac{1}{2}$ 6世を 事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲 げる課を置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係等 を置く

置く	0		
部	県民局	企画総務課	総務会計担当 企画調
合			整担当
務		県民課	県民の声・観光担当
			地域づくり担当
		農商工連携	
		チーム	
	県税局	収税課	管理係 徴収係 自動
			車税係
		課税課	課税第一係 課税第二
			係
	福祉保	福祉企画課	企画総務係 指導支援
	健局		係
		障がい者支	障がい者支援係 精神
		援課	保健係
		健康支援課	がん対策・健康づくり
			支援担当
			医薬・疾病
			対策室
	生活環	環境・循環	環境衛生担当 廃棄物
	境局	推進課	担当
		生活安全課	食品担当 動物・自然
			公園係
		建築住宅課	建築住宅担当 営繕設
			備担当
	農林局	農林業振興	生産流通担当 経営支
		課	援担当
			林業振興室
		鳥取農業改	'
		良普及所	
	部合	部 合 務	部合務 県民局 保限

I		地域整備課	管理班 総合整備班
			技術指導班 湖山池周
			辺農地用水対策班
	県土整	建設総務課	
	備局	維持管理課	
	VIII / HJ	小吐1.1 日 5工1/K	班
		用地課	71.
		計画調査課	地域計画班 設計調査
		可凹侧虫床	班
		道路都市課	地方道路班 広域道路
			班 都市計画班
		河川砂防課	河川班 砂防班 治山
			班
		山陰道推進 室	
八頭	県民局	企画県民課	総務会計担当
総合			地域振興室 県民の声
事務			担当地
所			域振興担
121			当
	農林局	農業振興課	
	戾你闹	辰未派與味	接担当
			地域整備室
		八頭農業改	地域距開至
		良普及所	
			++
		林業振興課	
	1月 1 市	7キラルシハマケラ田	振興担当 林道担当
	県土整	建設総務課	
	備局	維持管理課	管理班 維持班
		用地課	
		計画調査課	
		W-1-1-1-1	班
		道路整備課	地方道路班 広域道路
			班
		河川砂防課	
			班
中部	県民局	企画総務課	総務会計担当 企画調
総合			整担当
事 務		産業雇用課	産業振興担当 労働雇
所			用担当
		県民活動課	県民の声担当 活動支
			援担当
		農商工連携	
			1
		チーム	

		課税課	課税第一係 課税第二
	I	[-] [] A	係
			指導支援係 高齢者支
	健局	I	援係
			保護係 母子支援係
		障がい者支	障がい者支援係
		援課	心と女性の
			相談室
		健康支援課	がん対策・健康づくり
			支援担当
			医薬・疾病
			対策室
	生活環	環境・循環	環境衛生担当 廃棄物
	境局	推進課	担当
		生活安全課	食品担当 動物・自然
			公園係
		建築住宅課	建築住宅係 営繕設備
			担当
	農林局	農業振興課	生産流通担当 経営支
			援担当
		略	
		地域整備課	管理班 総合整備班
			 技術指導班
		基盤整備室	農地整備班 水利整備
			班
		林業振興課	林政担当 普及担当
			振興担当 林道担当
	県十整	建設総務課	
	備局	維持管理課	
	Milites	略	H-119-51
		計画調査課	地域計画班 設計調査
		THE PROPERTY	班
		道路都市課	
		AE MI IN IN IN	班 都市計画班
		河川砂店運	河川みなと班 砂防班
		1.17,1,45,62,62	治山班
西哥	部 県民局	企画県民課	
総		正凹尔八味	声担当
		上山市海知	
事	穷	大山中海観	観光担当
所		光課	
		商工労働課	
			やこ担当
			総務会計担当
		農商工連携	
1		チーム	

国際マ		
ンガサ		
ミット		
実施本		
部		
県税局	収税課	管理係 徴収第一係
		徴収第二係 徴収第
		係
	課税課	課税第一係 課税第
		係
	日野支所	
	福祉企画課	企画総務係 指導支持
健局		係
	100	保護係 母子高齢者
	障がい者支	障がい者支援係精
	接課	保健係
		心と女性の
		相談室
	健康支援課	がん対策・健康づく
		支援担当
		医薬・感染
		症対策室
	環境・循環	
境局	推進課	担当
	生活安全課	
	74 64 A	公園係
	建築住宅課	建築住宅担当 営繕
# 11 =	H II W I H H	備担当
農林局		
	課	接担当
	77-tp # 316-7/	林業振興室
	西部農業改	
	良普及所	所然。
	地	管理班 総合整備班
	+u ====	技術指導班
		中海地域事業班 大日
		地域事業班
	策室	
目 [帯	路	净凯类 版
<u>県土整</u>		
備局		管理班 維持班
	略	

班 山陰道推進担当 道路都市課 地方道路班 広域道路 班 都市計画班 河川砂防課 河川みなと班 砂防班 治山班 日 野 県民局 企画県民課 企画・郡民の窓口担当 総合 庶務会計担当 事 務 商工観光課中山間観光文化自然担 所 当 商工担当 福祉保 福祉保健課 支援担当 保健衛生係 健局 農林局 農業振興課 生産流通担当 経営支 援担当 地域整備室 日野農業改 良普及所 林業振興課 林政担当 普及担当 振興担当 林道担当 県土整 建設総務課 建設業係 維持管理課 管理班 維持班 備局 用地課 計画調査課 地域計画班 設計調査 班 道路整備課 地方道路班 広域道路 河川砂防課 河川砂防班 治山班

2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる 局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同 表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に 掲げる室等を置く。

地域振興局	西部振興課	
	西部広域観	エコツーリズム国際大
	光課	会室
	商工労働課	
	会計総務課	
	農商工連携	
	チーム	
	中山間地域	
	振興チーム	
福祉保健局	福祉企画課	
	福祉支援課	
	障がい者支	
	援課	
	健康支援課	
生活環境局	環境・循環	

3 総合事務所の日野振興センターに、次の表の左欄 に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、そ れぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表 の右欄に掲げる室等を置く。

·沙伯爾(C)的()	<u> </u>	
日野振興局	地域振興課	
	農林業振興	農業振興室
	課	
	日野農業改	
	良普及所	
日野県土整備	建設総務課	計画調査室
局	維持管理課	
	用地課	
	道路整備課	
	河川砂防課	

(県民局各課の所掌事務)

第22条の2 東部総合事務所県民局各課の所掌事務 は、次のとおりとする。

県民局企画総務課

- (1) 事務所内の総合調整に関すること。
- (2) 事務所及び県民局の庶務(鳥取県立鳥取療育 園、鳥取県福祉相談センター、鳥取県立鳥取看護 専門学校及び鳥取県立精神保健福祉センターの庶 務を含む。)に関すること。
- (3) 人権施策の推進に関すること。
- (4) 災害対策地方支部に関すること。

- (5) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。 県民局県民課
- (1) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関 すること。
- (2) 情報公開に係る事務に関すること。
- (3) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (4) 行政手続に係る事務に関すること。
- (5) 過疎・中山間地域の振興に関すること。
- (6) 特定非営利活動法人等に関すること。
- (7) 文化芸術の振興に関すること。
- (8) 観光の振興に関すること。
- (9) 山陰海岸地域の振興に関すること。

県民局農商工連携チーム

中小企業者と農林漁業者の連携による事業活動の 促進に関すること。

- 第22条の3 八頭総合事務所県民局企画県民課の所掌 事務は、次のとおりとする。
 - (1) 事務所内の総合調整に関すること。
 - (2) 事務所及び県民局の庶務に関すること。
 - (3) 災害対策地方支部に関すること。
 - (4) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関 すること。
 - (5) 情報公開に係る事務に関すること。
 - (6) 個人情報保護に係る事務に関すること。
 - (7) 行政手続に係る事務に関すること。
 - (8) 人権施策の推進に関すること。
 - (9) 過疎・中山間地域の振興に関すること。
 - (10) 特定非営利活動法人等に関すること。
 - (11) 文化芸術の振興に関すること。
 - (12) 観光の振興に関すること。
 - (13) 景観形成に係る届出等の受付けに関するこ
 - (14) 雇用対策に関すること。
 - (15) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。

(地域振興局各課の所掌事務)

務は、次のとおりとする。

地域振興局中部振興課

- (1) 事務所内の総合調整に関すること。
- (2) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関 (2) 事務所及び県民局の庶務に関すること。 すること。
- (3) 情報公開に係る事務に関すること。
- (4) 個人情報保護に係る事務に関すること。

第22条の2 中部総合事務所地域振興局各課の所掌事 第22条の4 中部総合事務所県民局各課の所掌事務 は、次のとおりとする。

県民局企画総務課

- (1) 事務所内の総合調整に関すること。
- (3) 災害対策地方支部に関すること。
- (4) 過疎・中山間地域の振興に関すること。

- (5) 行政手続に係る事務に関すること。
- (6) 人権施策の推進に関すること。
- (7) 特定非営利活動法人等に関すること。
- (8) 国際交流の推進に関すること。
- (9) 旅券の発給に関すること。
- (10) 文化芸術の振興に関すること。
- (11) 観光の振興に関すること。
- (12) 災害対策本部地方支部に関すること。
- (13) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関す ること。
- (14) 労働相談、雇用対策その他労働に関すること (個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によ るあっせんの申請の受理を含む。)。
- (15) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。

(5) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。 県民局産業雇用課

- (1) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関す ること。
- (2) 労働相談、雇用対策その他労働に関すること (個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によ るあっせんの申請の受理を含む。)。 県民局県民活動課
- (1) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関 すること。
- (2) 情報公開に係る事務に関すること。
- (3) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (4) 行政手続に係る事務に関すること。
- (5) 人権施策の推進に関すること。
- (6) 特定非営利活動法人等に関すること。
- (7) 国際交流の推進に関すること。
- (8) 旅券の発給に関すること。
- (9) 文化芸術の振興に関すること。
- (10) 観光の振興に関すること。

地域振興局会計総務課

中部総合事務所及び鳥取県中部県税事務所の庶務 に関すること(福祉保健局福祉企画課、生活環境局 環境・循環推進課、農林局農業振興課、県土整備局 建設総務課及び鳥取県中部県税事務所収税課の所掌 に属するものを除く。)。

地域振興局農商工連携チーム 略

地域振興局中山間地域振興チーム

過疎・中山間地域の振興に関すること。

務は、次のとおりとする。

地域振興局西部振興課

(1) 略

県民局農商工連携チーム 略

第22条の3 西部総合事務所地域振興局各課の所掌事 第22条の5 西部総合事務所県民局各課の所掌事務 は、次のとおりとする。

県民局企画県民課

(1) 略

- (2) 災害対策本部地方支部に関すること。
- すること (日野振興センター日野振興局地域振興 課の所掌に属するものを除く。)。

 $(4)\sim(7)$ 略

<u>(8)</u> 略

(9) 原子力防災に係る連絡調整に関すること。

(10) \sim (12) 略

地域振興局西部広域観光課

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) エコツーリズム国際大会に関すること。

地域振興局商工労働課 $(1)\sim(3)$ 略

地域振興局会計総務課

西部総合事務所、鳥取県西部県税事務所及び鳥取 県米子児童相談所の庶務に関すること(福祉保健局 福祉企画課、生活環境局環境 • 循環推進課、農林局 農林業振興課、米子県土整備局建設総務課、日野振 興センター日野振興局地域振興課、日野振興センタ 一日野県土整備局建設総務課及び鳥取県西部県税事 務所収税課の所掌に属するものを除く。)。

地域振興局農商工連携チーム 略 地域振興局中山間地域振興チーム

過疎・中山間地域の振興に関すること(日野振興 センター日野振興局地域振興課の所掌に属するもの を除く。)。

- (2) 災害対策地方支部に関すること。
- (3) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関 (3) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関 すること。
 - $(4)\sim(7)$ 略
 - (8) 過疎・中山間地域の振興に関すること。
 - (9) 略

(10)~(12) 略

県民局大山中海観光課

 $(1)\sim(4)$ 略

県民局商工労働課

 $(1)\sim(3)$ 略

県民局会計総務課

事務所及び県民局の庶務 (鳥取県米子児童相談所 の庶務を含む。) に関すること。

県民局農商工連携チーム 略

第22条の6 日野総合事務所県民局各課の所掌事務 は、次のとおりとする。

県民局企画県民課

- (1) 事務所内の総合調整に関すること。
- (2) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関 すること。
- (3) 日野郡民の行政参画の推進に関すること。
- (4) 日野郡3町との連携、共同処理の推進に関す ること。
- (5) 情報公開に係る事務に関すること。
- (6) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (7) 行政手続に係る事務に関すること。
- (8) 県税相談に関すること。
- (9) 人権施策の推進に関すること。
- (10) 特定非営利活動法人等に関すること。
- (11) 地域情報化の相談に関すること。
- (12) 各種文書等総合受付に関すること。

- (13) 事務所及び県民局の庶務に関すること。
- (14) 災害対策地方支部に関すること。
- (15) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。 県民局商工観光課
- (1) 過疎・中山間地域の振興に関すること。
- (2) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関す ること。
- (3) 中小企業者と農林漁業者の連携による事業活 動促進に関すること。
- (4) 労働相談、雇用対策その他労働に関すること (個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によ るあっせんの申請の受理を含む。)。
- (5) 観光の振興に関すること。
- (6) 文化芸術の振興に関すること。
- (7) 国際交流の推進に関すること。
- (8) <u>自然公園に関すること。</u>
- (9) 森づくり活動に関すること。

(県税局各課の所掌事務)

第22条の7 県税局各課の所掌事務は、次のとおりと する。この場合において、東部総合事務所にあって は八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所に あっては日野郡の区域内に係るものを含むものとす る。

県税局収税課

- (1) 県税及び地方法人特別税に係る周知宣伝に関 すること。
- (2) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の督促 及び収納に関すること。
- (3) 県税及び地方法人特別税に係る過誤納金の還 付又は充当に関すること。
- (4) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の徴収 及び滞納処分に関すること。
- (5) 県税及び地方法人特別税に係る延滞金の減免 に関すること。
- (6) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の徴収 <u>に関する犯則の取締りに関すること。</u>
- (7) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦 課及び課税免除に関すること。
- (8) 自動車税及び自動車取得税に係る申告書等の 受理に関すること (東部総合事務所に限る。)
- (9) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金(延 滞金を除く。)の減免に関すること。
- (10) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦 課に関する犯則の取締りに関すること。

(11) 納税貯蓄組合の指導に関すること。

- (12) 県税局の庶務に関すること(県民局企画総務 課又は県民局会計総務課の所掌に属するものを除 < ,) ,
- (13) その他局内他課の所掌に属しない県税行政に 関すること。

県税局課税課

- (1) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。) 及び地方法人特別税に係る徴収金の賦課及び課税 免除に関すること。
- (2) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。) 及び地方法人特別税に係る徴収金(延滞金を除 く。)の減免に関すること。
- (3) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。) 及び地方法人特別税に係る徴収金の賦課に関する 犯則の取締りに関すること。

県税局日野支所

- (1) 県税及び地方法人特別税に係る周知宣伝に関 <u>すること。</u>
- (2) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の督促 及び収納に関すること。
- (3) 県税及び地方法人特別税に係る納税証明書の 交付に関すること。
- (4) 県税及び地方法人特別税に係る申告書等の受 理に関すること。

(福祉保健局各課の所掌事務) (福祉保健局各課の所掌事務)

りとする。

福祉保健局福祉企画課

- (1) 略
- (2) 社会福祉統計に関すること。
- (3) (4) 略
- (5) 老人保健福祉計画の推進に関すること(中部 総合事務所に限る。)。
- (6)~(11) 略
- (12) 福祉保健局内の庶務に関すること。

第22条の4 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとお 第22条の8 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとお りとする。この場合において、東部総合事務所にあ っては、八頭郡の区域内に係るものを含むものとす る。

福祉保健局福祉企画課

次に掲げる事務(西部総合事務所にあっては、第 2号から第4号まで及び第8号から第11までに掲げ る事務で日野郡の区域内に係るものを含む。)

- (1) 略
- (2) 社会福祉統計に関すること(福祉保健局福祉 保健課の所掌に属するものを除く。)。
- (3) (4) 略
- (5) 老人保健福祉計画の推進に関すること(東部 総合事務所及び中部総合事務所に限る。)。
- (6)~(11) 略
- (12) 福祉保健局の庶務に関すること(県民局企画 総務課又は県民局会計総務課の所掌に属するもの を除く。)。

(13) 略

福祉保健局福祉支援課

 $(1)\sim(5)$ 略

福祉保健局障がい者支援課

次に掲げる事務(保健所の所掌に属するものを除 <u><</u>。)

- (1) 略
- (2) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の 保護に係る相談に関すること。
- (3) 略
- (4) 保健及び福祉に関する総合相談窓口に関する
- (5) 精神保健及び精神障害者の福祉に関するこ ک ،
- (6) 略

福祉保健局健康支援課

次に掲げる事務(保健所の所掌に属するものを除 <.)

 $(1)\sim(6)$ 略

(7) 感染症その他の疾病の予防に関すること。

(8)~(13) 略

(14) 母体保護及び母子保健に関すること(西部総 合事務所に限る。)。

(15)~(18) 略

(13) 略

福祉保健局福祉支援課

次に掲げる事務(西部総合事務所にあっては、第 1号に掲げる事務及び第4号に掲げる事務(母子福 祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け及び償還に係るも のに限る。) で日野郡の区域内に係るものを含 む。)

(1)~(5) 略

福祉保健局障がい者支援課

次に掲げる事務(保健所の所掌に属するものを除 き、西部総合事務所にあっては、第1号から第3号 まで、第5号及び第6号に掲げる事務で日野郡の区 域内に係るものを含む。)

- (1) 略
- (2) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の 保護に係る相談に関すること(東部総合事務所を 除く。)。
- (3) 略
- (4) 保健及び福祉に関する総合相談窓口に関する こと(東部総合事務所を除く。)。
- (5) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること (福祉保健局福祉保健課の所掌に属するものを除 <.).
- (6) 略

福祉保健局健康支援課

次に掲げる事務(保健所の所掌に属するものを除 き、西部総合事務所にあっては、第1号から第17号 までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含 む。)

- $(1)\sim(6)$ 略
- (7) 感染症その他の疾病の予防に関すること(福 祉保健局福祉保健課の所掌に属するものを除
- (8)~(13) 略
- (14) 母体保護及び母子保健に関すること(中部総 合事務所を除く。)。
- (15)~(18) 略

福祉保健局福祉保健課

次に掲げる事務(保健所の所掌に属するものを除 < 。)

- (1) 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に 関すること。
- (2) 保健及び福祉に関する総合相談窓口に関する <u>こと</u>。
- (3) 社会福祉統計に関すること。

(4) 救済援護に必要な物資に関すること。

- (5) 災害救助に関すること。
- (6) 生活保護に係る連絡調整に関すること。
- (7) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (8) 母子及び寡婦の福祉に関すること(西部総合 事務所福祉保健局福祉支援課の所掌に属するもの を除く。)。
- (9) 感染症その他の疾病の予防に関すること。
- (10) 精神保健及び精神障害者の福祉に関するこ
- (11) 大及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容 に関すること。
- (12) 自然環境の保全及び希少野生動植物の保護に 関すること。
- (13) 福祉保健局の庶務に関すること(県民局企画 県民課の所掌に属するものを除く。)。
- (14) その他局内の福祉保健、公衆衛生、環境衛生 及び生活環境に関すること。

(生活環境局各課の所掌事務)

第22条の5 生活環境局各課の所掌事務は、次のとお 第22条の9 生活環境局各課の所掌事務は、次のとお りとする。

生活環境局環境 · 循環推進課

次に掲げる事務(保健所の所掌に属するものを除 <u><</u>.)

 $(1)\sim(5)$ 略

- (6) 地下水の保全及び持続的な利用に関するこ
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 生活環境局内の庶務に関すること。
- (11) 略

生活環境局生活安全課

次に掲げる事務(保健所の所掌に属するものを除 <。)

(生活環境局各課の所掌事務)

りとする。この場合において、東部総合事務所にあ っては八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務 所生活環境局建築住宅課にあっては日野郡の区域内 に係るものを含むものとする。

生活環境局環境 • 循環推進課

次に掲げる事務(保健所の所掌に属するものを除 き、西部総合事務所にあっては、第1号から第8号 までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含 <u>む。</u>)

 $(1)\sim(5)$ 略

- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 生活環境局の庶務に関すること (県民局企画 総務課又は県民局会計総務課の所掌に属するもの を除く。)。

(10) 略

生活環境局生活安全課

次に掲げる事務(保健所の所掌に属するものを除 き、西部総合事務所にあっては、第1号から第9号 までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含 <u>む。</u>)

 $(1)\sim(6)$ 略

- (7) 動物の愛護及び管理に関すること(日野振興 センター日野振興局地域振興課の所掌に属するも のを除く。)。
- (8) 自然環境の保護に関すること(日野振興セン ター日野振興局地域振興課の所掌に属するものを 除く。)。
- (9) 略
- (10) 自然公園に関すること(地域振興局西部広域 観光課又は日野振興センター日野振興局地域振興 課の所掌に属するものを除く。)。
- (11) (12) 略

生活環境局建築住宅課

次に掲げる事務(第7号から第9号までに掲げる 事務にあっては、県土整備局維持管理課及び米子県 土整備局維持管理課の所掌に属するものを除く。) $(1)\sim(9)$ 略

(農林局各課の所掌事務)

第22条の6 中部総合事務所農林局各課の所掌事務 第22条の10 農林局各課の所掌事務は、次のとおりと は、次のとおりとする。

農林局農業振興課

(1)~(13) 略

- (14) 鳥獣被害対策に係る情報収集、補助及び相談 に関すること。
- (15)~(18) 略
- (19) 農林局内の庶務に関すること。
- (20) 略

- $(1)\sim(6)$ 略
- (7) 動物の愛護及び管理に関すること(福祉保健 局福祉保健課の所掌に属するものを除く。)。
- (8) 自然環境の保護に関すること(福祉保健局福 祉保健課の所掌に属するものを除く。)。
- (9) 略
- (10) 自然公園に関すること(県民局大山中海観光 課又は県民局商工観光課の所掌に属するものを除 く。)。
- (11) (12) 略

生活環境局建築住宅課

次に掲げる事務(第7号から第9号までに掲げる 事務にあっては、県土整備局維持管理課の所掌に属 するものを除く。)

 $(1)\sim(9)$ 略

(農林局各課の所掌事務)

する。

農林局農業振興課

次に掲げる事務(第15号から第18号までに掲げる 事務にあっては、八頭総合事務所及び日野総合事務 所に限る。)

- (1)~(13) 略
- (14) 野生鳥獣による農作物の被害に関すること。
- (15)~(18) 略
- (19) 農林局の庶務に関すること (県民局企画総務 課又は県民局企画県民課の所掌に属するものを除 <.).
- (20) 略

農林局農林業振興課

次に掲げる事務(第17号、第18号及び第25号から 第28号までに掲げる事務にあっては、東部総合事務 所に限る。)

- (1) 農林局内の総合調整に関すること。
- (2) 地域農林水産業振興対策に関すること。
- (3) 農業協同組合等農業団体の振興対策に関する こと。
- (4) 農業金融対策に関すること。
- (5) 農業生産及び経営合理化対策に関すること。
- (6) 農地関係等の調整に関すること。
- (7) 農業共済に関すること。

- (8) 果樹等特産物振興対策に関すること。
- (9) 自作農創設維持に関すること。
- (10) 畜産振興対策及び経営支援に関すること。
- (11) 草地改良に関すること。
- (12) <u>家畜</u>衛生に関すること。
- <u>(13)</u> 農業構造改善に関すること。
- (14) 野生鳥獣による農作物の被害に関すること。
- (15) 林業及び木材産業の振興に関すること。
- (16) 森林の保全及び整備に関すること。
- (17) 低コスト林業の推進に関すること。
- (18) 県産材の需要拡大及び販路開拓に関するこ
- (19) 林業担い手対策に関すること。
- (20) 林業金融に関すること。
- (21) 県営林に関すること。
- (22) 保安林の整備管理に関すること。
- (23) 林地の保全に関すること。
- (24) 治山事業のうち保安林整備事業に関するこ
- (25) 林産物及び特用林産物の振興に関すること。
- (26) 林業技術普及に関すること。
- (27) 林業経営指導に関すること。
- (28) 木質バイオマスに関すること。
- (29) 森林計画に関すること。
- (30) とっとり共生の森に関すること。
- (31) 森林による二酸化炭素吸収に関すること。
- (32) 森林整備の地域活動支援に関すること。
- (33) 緑化の推進に関すること。
- (34) 造林に関すること。
- (35) 林業種苗に関すること。
- (36) 森林の病害、虫害及び獣害防除に関するこ
- (37) 森林国営保険に関すること。
- (38) 作業道に関すること。
- (39) 農林局の庶務に関すること(県民局企画総務 課又は県民局会計総務課の所掌に属するものを除 <.).
- (40) その他局内他課の所掌に属しない農林水産行 政に関すること。

農林局鳥取農業改良普及所

次に掲げる事務(以下「普及所の事務」とい う。)

(1) 改良普及員(農業改良助長法(昭和23年法律 第165号) 第8条第1項の普及指導員を含む。) の行う事務により得られた知見の集約その他農業 農林局倉吉農業改良普及所

倉吉市、東伯郡三朝町及び同郡湯梨浜町の区域に おける次に掲げる事務(以下「普及所の事務」とい <u>う。</u>)

- (1) 改良普及員(農業改良助長法(昭和23年法律 第165号) 第8条第1項の普及指導員を含む。) の行う事務により得られた知見の集約その他農業 経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び 知識の普及指導を総合するための活動に関するこ
- (2) 農業者に対する農業経営又は農村生活の改善 に関する情報の提供に関すること。
- (3) 新規就農を促進するための情報の提供、相談 その他の活動に関すること。 農林局東伯農業改良普及所 略

農林局地域整備課

- (1) 略
- (2) 鳥取県しつかり守る農林基盤交付金に関する
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

農林局基盤整備室

- (1) 東伯地区かんがい排水事業に関すること。
- (2) 県営農業農村整備事業に関すること。 農林局林業振興課

経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び 知識の普及指導を総合するための活動に関するこ

- (2) 農業者に対する農業経営又は農村生活の改善 に関する情報の提供に関すること。
- (3) 新規就農を促進するための情報の提供、相談 その他の活動に関すること。

農林局八頭農業改良普及所

普及所の事務

農林局倉吉農業改良普及所

倉吉市、東伯郡三朝町及び同郡湯梨浜町の区域に おける普及所の事務

農林局東伯農業改良普及所 略 農林局西部農業改良普及所 普及所の事務 農林局日野農業改良普及所 普及所の事務 農林局地域整備課

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略

農林局林業振興課

次に掲げる事務(八頭総合事務所にあっては第24 号に掲げる事務で鳥取市及び岩美郡の区域内に係る ものを、日野総合事務所にあっては第3号、第4 号、第11号から第14号まで及び第24号に掲げる事務 で米子市、境港市及び西伯郡の区域内に係るものを 含む。)

- (1) 略
- (2) 森林の保全及び整備に関すること。
- $(3)\sim(8)$ 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) とっとり共生の森に関すること。
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略

第22条の7 西部総合事務所農林局各課の所掌事務 は、次のとおりである。

農林局農林業振興課

米子市、境港市及び西伯郡の区域における次に掲 げる事務(第6号及び第9号に掲げる事務にあって は、日野郡の区域に係るものを含む。)

- (1) 農林局内の総合調整に関すること。
- (2) 地域農林水産業振興対策に関すること。
- (3) 農業協同組合等農業団体の振興対策に関する <u>こと。</u>
- (4) 農業金融対策に関すること。
- (5) 農業生産及び経営合理化対策に関すること。
- (6) 農地関係等の調整に関すること。

- (1) 略
- (2) 森林の保全及び整備に関すること(県民局商 工観光課の所掌に属するものを除く。)。
- (3)~(8) 略
- (9) 林地の保全に関すること。
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) とっとり共生の森に関すること (県民局商工 観光課の所掌に属するものを除く。)。
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略

農林局基盤整備室

- (1) 東伯地区かんがい排水事業に関すること。
- (2) 県営農業農村整備事業に関すること。 農林局大山・弓浜農業用水対策室
- (1) 大山山麓地区土地改良事業に関すること。
- (2) 弓浜半島地区土地改良事業に関すること。

農林局中海干拓営農センター

中海干拓地における営農技術の向上及び畑作営農 の確立に関すること。

- (7) 農業共済に関すること。
- (8) 果樹等特産物振興対策に関すること。
- (9) 自作農創設維持に関すること。
- (10) 畜産振興対策及び経営支援に関すること。
- (11) 草地改良に関すること。
- (12) 家畜衛生に関すること。
- (13) 農業構造改善に関すること。
- (14) 鳥獣被害対策に係る情報収集、補助及び相談 に関すること。
- (15) 林業及び木材産業の振興に関すること。
- (16) 森林の保全及び整備に関すること。
- (17) 低コスト林業の推進に関すること。
- (18) 県産材の需要拡大及び販路開拓に関するこ <u>೬。</u>
- (19) 林業担い手対策に関すること。
- (20) 林業金融に関すること。
- (21) 県営林に関すること。
- (22) 保安林の整備管理に関すること。
- (23) 治山事業のうち保安林整備事業に関するこ
- (24) 林産物及び特用林産物の振興に関すること。
- (25) 木質バイオマスに関すること。
- <u>(26)</u> 森林計画に関すること。
- (27) とっとり共生の森に関すること。
- (28) 森林による二酸化炭素吸収に関すること。
- (29) 森林整備の地域活動支援に関すること。
- (30) 緑化の推進に関すること。
- (31) 造林に関すること。
- (32) 林業種苗に関すること。
- (33) 森林の病害、虫害及び獣害防除に関するこ
- (34) 森林国営保険に関すること。
- (35) 作業道に関すること。
- (36) 農林局内の庶務に関すること。
- (37) その他局内他課の所掌に属しない農林水産行 政に関すること。

農林局西部農業改良普及所

米子市、境港市及び西伯郡の区域における普及所 の事務

農林局地域整備課

- (1) 土地改良事業(広域農道整備事業及び基幹農 道整備事業を除く。) に関すること。
- (2) 鳥取県しっかり守る農林基盤交付金に関する <u>こと。</u>
- (3) 土地改良区に関すること。

- (4) 農地及び農業用施設の災害復旧に関するこ
- (5) 農業水利の調整に関すること。 農林局大山・弓浜農業用水対策室
- (1) 大山山麓地区土地改良事業に関すること。
- (2) 弓浜半島地区土地改良事業に関すること。

農林局中海干拓営農センター

中海干拓地における営農技術の向上及び畑作営農 の確立に関すること。

(県十整備局各課の所掌事務)

第22条の8 県土整備局及び米子県土整備局(以下こ の条において「県土整備局」という。) 各課の所掌 事務は、次のとおりとする。この場合において、米 子県土整備局各課の所掌事務からは、日野振興セン ター日野県土整備局各課の所掌に属するものを除く ものとする。

県土整備局建設総務課

- (1)・(2) 略
- (3) 県土整備局内の庶務に関すること。
- (4) 略

県土整備局維持管理課

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 略

県土整備局用地課 略 県土整備局計画調査課

- (1) 土木工事の計画調整及び調査設計に関するこ と(県土整備局道路都市課及び県土整備局河川砂 防課の所掌に属するものを除く。)。
- $(2)\sim(4)$ 略

県土整備局道路都市課

- (1) 道路工事及び都市計画事業(下水道に関する 事業を除く。) に係る工事(以下この項において 「道路工事等」という。) の調査設計に関するこ と。
- $(2)\sim(5)$ 略

県土整備局河川砂防課

- (1) 略
- (2) 河川工事の計画調整に関すること。

(県土整備局各課の所掌事務)

第22条の11 県土整備局各課の所掌事務は、次のとお りとする。この場合において、港湾事務所の所掌に 属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課

- (1) (2) 略
- (3) 県土整備局の庶務に関すること(県民局企画 総務課、県民局企画県民課又は県民局会計総務課 の所掌に属するものを除く。)。
- (4) 略

県土整備局維持管理課

- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 開発行為に係る許可等、屋外広告物及び都市 公園に関すること(八頭総合事務所及び日野総合 事務所に限る。)。
- (6) 略

県土整備局用地課 略 県土整備局計画調査課

- (1) 土木工事の計画調整及び調査設計に関するこ と。
- $(2)\sim(4)$ 略

県土整備局道路都市課及び道路整備課

- (1) 道路工事及び都市計画事業(下水道に関する 事業を除く。) に係る工事(以下この項において 「道路工事等」という。) の調査設計に関するこ と (県土整備局計画調査課の所掌に属するものを 除く。)。
- $(2)\sim(5)$ 略

県土整備局河川砂防課

(1) 略

- 項において「河川工事等」という。) の調査設計 に関すること。
- (4) 略
- (5) 港湾工事の調査設計に関すること。
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

- (日野振興センター日野振興局各課の所掌事務)
- 第22条の9 日野振興センター日野振興局各課の所掌 事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野振興局地域振興課 日野郡の区域における次に掲げる事務

- (1) 日野振興センター内の総合調整に関するこ
- (2) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関 <u>すること。</u>
- (3) 日野郡3町との連携、共同処理の推進に関す
- (4) 大及びねこの引取りに関すること。
- (5) 自然環境の保全及び希少野生動植物の保護に 関すること。
- (6) 自然公園に関すること。
- <u>(7)</u> 県税相談に関すること。
- (8) 過疎・中山間地域の振興に関すること。
- (9) 日野振興センター日野振興局内の庶務に関す ること。
- (10) その他日野振興センター内他課の所掌に属し

日野振興センター日野振興局農林業振興課 日野郡の区域における次に掲げる事務(第22号、 第23号及び第34号に掲げる事務にあっては、米子

- (3) 河川工事、海岸工事及び砂防工事(以下この) (2) 河川工事、海岸工事及び砂防工事(以下この) 項において「河川工事等」という。) の調査設計 に関すること(県土整備局計画調査課の所掌に属 するものを除く。)。
 - (3) 略
 - (4) 港湾工事の調査設計に関すること(県土整備 局計画調査課の所掌に属するものを除く。)。
 - (5) 略
 - (6) 略
 - (7) 略
 - (8) 略

県土整備局山陰道推進室

- (1) 山陰道の建設に関連する県事業に関するこ
- (2) 山陰道の建設に係る調整に関すること。

(国際マンガサミット実施本部の所掌事務)

第22条の12 西部総合事務所国際マンガサミット実施 本部の所掌事務は、国際マンガサミット鳥取大会に 関することとする。

- 市、境港市及び西伯郡の区域に係るものを含む。)
- (1) 地域農林業振興対策に関すること。
- (2) 農業協同組合等農業団体の振興対策に関する
- (3) 農業金融対策に関すること。
- (4) 農業生産及び経営合理化対策に関すること。
- (5) 農業共済に関すること。
- (6) 果樹等特産物振興対策に関すること。
- (7) 畜産振興対策及び経営支援に関すること。
- (8) 草地改良に関すること。
- (9) 家畜衛生に関すること。
- (10) 農業構造改善に関すること。
- (11) 鳥獣被害対策に係る情報収集、補助及び相談 に関すること。
- (12) 林業及び木材産業の振興に関すること。
- (13) 森林の保全及び整備に関すること。
- (14) 低コスト林業の推進に関すること。
- (15) 県産材の需要拡大及び販路開拓に関するこ
- (16) 林業担い手対策に関すること。
- (17) 林業金融に関すること。
- (18) 県営林に関すること。
- (19) 保安林の整備管理に関すること。
- (20) 治山事業のうち保安林整備事業に関するこ
- (21) 林産物及び特用林産物の振興に関すること。
- (22) 林業技術普及に関すること。
- (23) 林業経営指導に関すること。
- (24) 木質バイオマスに関すること。
- (25) 森林計画に関すること。
- (26) とっとり共生の森に関すること(日野振興セ ンター日野振興局地域振興課の所掌に属するもの を除く。)。
- (27) 森林による二酸化炭素吸収に関すること。
- (28) 森林整備の地域活動支援に関すること。
- (29) 緑化の推進に関すること。
- (30) 造林に関すること。
- (31) 林業種苗に関すること。
- (32) 森林の病害、虫害及び獣害防除に関するこ
- (33) 森林国営保険に関すること。
- (34) 林道に関すること。
- (35) 作業道に関すること。
- (36) その他日野振興センター内他課の所掌に属し ない農林水産行政に関すること。

日野振興センター日野振興局日野農業改良普及所 日野郡の区域における普及所の事務

(日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務) 第22条の10 日野振興センター日野県土整備局各課の 所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野県土整備局建設総務課 日野郡の区域における次に掲げる事務

- (1) 建設業に関すること。
- (2) 日野振興センターの所管する土木建築工事の 入札に関すること。
- (3) 土木工事の計画調整及び調査設計に関するこ と(日野振興センター日野県土整備局道路整備課 及び河川砂防課の所掌に属するものを除く。)。
- (4) 土木工事の施行基準(設計単価及び歩掛を含 む。) に関すること。
- (5) 土木工事の設計審査に関すること。
- (6) 日野振興センター日野県土整備局内の庶務に 関すること。
- (7) その他局内他課の所掌に属しない県土整備行 政に関すること。

日野振興センター日野県土整備局維持管理課 日野郡の区域における次に掲げる事務

- (1) 県土整備部の所掌に係る許認可等(局内他課 の所掌に属するものを除く。) に関すること。
- (2) 道路等の維持管理・修繕に関すること。
- (3) 道路等の境界確定及び用途廃止に関するこ
- (4) 開発行為に係る許可等、屋外広告物及び都市 公園に関すること。
- (5) センターの車両に関すること。 日野振興センター日野県土整備局用地課 日野郡の区域における次に掲げる事務
- (1) 土木工事に必要な土地等の取得及び地上物件 の移転に関すること。
- (2) 土木工事に係る損害の賠償又は補償に関する
- (3) 不動産の登記に関すること。 日野振興センター日野県土整備局道路整備課 日野郡の区域における次に掲げる事務
- (1) 道路工事及び都市計画事業 (下水道に関する 事業を除く。) に係る工事(以下この項において 「道路工事等」という。) の調査設計に関するこ
- (2) 道路工事等の施工及び指導監督に関するこ

と。

(3) 広域農道整備事業及び基幹農道整備事業に関

日野振興センター日野県土整備局河川砂防課 日野郡の区域における次に掲げる事務

- (1) 災害復旧工事に係る事務の取りまとめに関す <u>ること。</u>
- (2) 河川工事の計画調整に関すること。
- (3) 河川工事及び砂防工事(以下この項において 「河川工事等」という。) の調査設計に関するこ
- (4) 河川工事等の施工及び指導監督に関するこ
- (5) ダムの維持管理に関すること。
- (6) 治山事業に関すること(日野振興センター日 野振興局農林業振興課の所掌に属するものを除 <。)。

(内部組織)

第34条の2 公文書館に県史編さん室を置く。

第2款 県税事務所

(名称、位置及び所管区域)

第35条 鳥取県総合事務所等設置条例(平成15年鳥取 県条例第40号)第3条第1項の規定により設置され た県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のと おりである。

<u>40 / (40 0)</u>		
名称	位置	所管区域
鳥取県東部	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
県税事務所		
鳥取県中部	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
県税事務所		
鳥取県西部	米子市	米子市、境港市、西伯郡及
県税事務所		び日野郡

2 鳥取県総合事務所等設置条例第3条第3項の規定 により設置された県税事務所の支所の名称及び位置 は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県西部県税事務所	日野郡日野町
日野支所	

(内部組織及び所掌事務)

第36条 県税事務所に、収税課及び課税課を置く。

(内部組織)

第34条の2 公文書館に公文書担当及び県史編さん室 を置く。

- 2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。 収税課
 - (1) 県税及び地方法人特別税に係る周知宣伝に関 すること。
 - (2) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の督促 及び収納に関すること(特定配当等に係る県民税 及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税(以下 「特定配当等県民税」という。)並びに普通徴収 に係るもの以外の自動車税及び自動車取得税(以 下「普通徴収以外自動車税等」という。) は、東 部県税事務所に限る。)。
 - (3) 県税及び地方法人特別税に係る過誤納金の還 付又は充当に関すること(特定配当等県民税及び 普通徴収以外自動車税等は、東部県税事務所に限
 - (4) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の徴収 及び滞納処分に関すること(特定配当等県民税及 び普通徴収以外自動車税等は、東部県税事務所に 限る。)。
 - (5) 県税及び地方法人特別税に係る延滞金の減免 に関すること(特定配当等県民税及び普通徴収以 外自動車税等は、東部県税事務所に限る。)。
 - (6) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の徴収 に関する犯則の取締りに関すること(特定配当等 県民税及び普通徴収以外自動車税等は、東部県税 事務所に限る。)。
 - (7) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦 課及び課税免除に関すること(普通徴収に係るも の以外のものは、東部県税事務所に限る。)。
 - (8) 自動車税及び自動車取得税に係る申告書等の 受理に関すること (東部県税事務所に限る。)。
 - (9) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金(延 滞金を除く。)の減免に関すること(普通徴収に 係るもの以外のものは、東部県税事務所に限 る。)。
 - (10) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦 課に関する犯則の取締りに関すること(普通徴収 に係るもの以外のものは、東部県税事務所に限 る。)。
 - (11) 納税貯蓄組合の指導に関すること。
 - (12) 県税事務所内の庶務に関すること。
 - (13) 鳥取県東部庁舎の庁舎管理に関すること(東 部県税事務所に限る。)。
 - (14) その他他課の所掌に属しない県税行政に関す ること。

課税課

- (1) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。) 及び地方法人特別税に係る徴収金の賦課及び課税 免除に関すること(特定配当等県民税は、東部県 税事務所に限る。)。
- (2) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。) 及び地方法人特別税に係る徴収金(延滞金を除 く。) の減免に関すること(特定配当等県民税 は、東部県税事務所に限る。)。
- (3) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。) 及び地方法人特別税に係る徴収金の賦課に関する 犯則の取締りに関すること (特定配当等県民税 は、東部県税事務所に限る。)。 支所
- (1) 県税及び地方法人特別税に係る周知宣伝に関
- (2) 県税(特定配当等県民税及び普通徴収以外自 動車税等を除く。) 及び地方法人特別税に係る徴 収金の督促及び収納に関すること。
- (3) 県税及び地方法人特別税に係る納税証明書の 交付に関すること。
- (4) 県税及び地方法人特別税に係る申告書等の受 理に関すること。

第3款 米子工事検査事務所

(設置)

第37条 米子工事検査事務所を次のとおり置く。

名称	位置	所管区域
鳥取県米子	米子市	米子市、倉吉市、境港市、
工事検査事		東伯郡、西伯郡及び日野郡
務所		

(所掌事務)

- 第38条 米子工事検査事務所は、次に掲げる事務を所 掌する。
 - (1) 県が施行する建設工事の検査に関すること。
 - (2) 県費補助に係る建設工事の検査(技術的又は 専門的なもので知事が特に必要があると認めるも のに限る。)に関すること。
 - (3) 市町村等から委託を受けた建設工事の検査に 関すること。

第4款 人権ひろば21

第2款 人権ひろば21

(名称及び位置)

第38条の2 略

(所掌事務)

第38条の3 略

第6節 福祉保健部の所管に属する機関

第1款 福祉保健事務所

(名称、位置及び所管区域)

第48条の2 鳥取県総合事務所等設置条例第4条第1 項の規定により設置された福祉保健事務所の名称、 位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
福祉保健事		
務所		

(内部組織及び所掌事務)

第48条の3 福祉保健事務所に、福祉企画課、障がい 者支援課及び健康支援課を置く。

- 2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。 福祉企画課
 - (1) 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に 関すること。
 - (2) 社会福祉統計に関すること。
 - (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
 - (4) 介護保険に関すること。
 - (5) 老人保健福祉計画の推進に関すること。
 - (6) 救済援護に必要な物資に関すること。
 - (7) 災害救助に関すること。
 - (8) 民生委員及び児童委員に関すること。
 - (9) 社会福祉施設に関すること。
 - (10) <u>児童の福祉に関すること。</u>
 - (11) 母子及び寡婦の福祉に関すること。
 - (12) 児童福祉施設に関すること。
 - (13) 福祉保健事務所内の庶務に関すること。
 - (14) その他事務所内他課の所掌に属しない福祉保 健行政に関すること。

障がい者支援課

次に掲げる事務(保健所の所掌に属するものを除 < 。)

(名称及び位置)

第35条 略

(所掌事務)

第36条 略

第37条及び第38条 削除

第6節 福祉保健部の所管に属する機関

- (1) 障害者福祉に係る連絡調整に関すること。
- (2) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関する
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関するこ
- (4) 戦傷病者の更生援護に関すること。

健康支援課

次に掲げる事務(保健所の所掌に属するものを除

く。)

- (1) 地域保健医療計画の推進に関すること。
- (2) 医療法及び薬事法の施行に関すること。
- (3) 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者に関す <u>ること。</u>
- (4) 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指 導及び取締りに関すること。
- (5) 医薬品その他衛生資材の生産需給に関するこ
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) 感染症その他の疾病の予防に関すること。
- (8) 健康増進対策に関すること。
- (9) がん対策に関すること。
- (10) 栄養士法の施行に関すること。
- (11) 栄養の改善及び指導に関すること。
- (12) 歯科保健に関すること。
- (13) 保健師等の業務指導に関すること。
- (14) 母体保護及び母子保健に関すること。
- (15) 生活習慣病の対策に関すること。
- (16) 難病に関すること。
- (17) 老人保健に関すること。
- (18) その他他課の所掌に属しない公衆衛生に関す ること。

第2款 福祉事務所

(内部組織及び所掌事務)

障がい者支援課を置く。

第1款 福祉事務所

(内部組織及び所掌事務)

第50条 福祉事務所に、福祉企画課、福祉支援課及び 第50条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、そ れぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所 掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を 置く。

鳥取県中部	福祉企画課	指導支援係	高齢者支
福祉事務所		援係	
	福祉支援課	保護係 母	子支援係
	障がい者支援	障がい者支持	爰係
	課	心と女性の	
		相談室	

2 略

第3款 保健所

(名称、位置及び所管区域)

第51条 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6 第51条 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6 号) 第1条の規定により設置された保健所の名称、 位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
略		
鳥取県米子	米子市	米子市、境港市 <u>、西伯郡及</u>
保健所		び日野郡

(内部組織及び所掌事務)

れ同表の右欄に掲げる課を置く。

鳥取県鳥取	福祉企画課	
保健所	障がい者支援課	
	健康支援課	
	環境・循環推進課	
	生活安全課	
	工山久王峽	
鳥取県倉吉	福祉企画課	
保健所		
	福祉支援課	
	障がい者支援課	
	健康支援課	

I	鳥取県西部	福祉企画課	企画総務係	指導支援
	福祉事務所		係	
		福祉支援課	保護係 母	子高齢者係
		障がい者支援	障がい者支	援係
		課	心と女性の	
			相談室	

2 略

第2款 保健所

(名称、位置及び所管区域)

号) 第1条の規定により設置された保健所の名称、 位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
略		
鳥取県米子	米子市	米子市、境港市及び西伯郡
保健所		
鳥取県日野	日野郡日	日野郡
保健所	野町	

(内部組織及び所掌事務)

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞ 第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞ れ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌さ せるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置

< 。		
鳥取県鳥取	福祉企画課	企画総務係 指導支援係
保健所	障がい者支	精神保健係
	援課	
	健康支援課	がん対策・健康づくり支
		援担当
		医薬・疾病対
		策室
	環境・循環	環境衛生担当 廃棄物担
	推進課	当
	生活安全課	食品担当 動物・自然公
		園係
鳥取県倉吉	福祉企画課	指導支援係 高齢者支援
保健所		係
	福祉支援課	母子支援係
	障がい者支	心と女性の相
	援課	談室
	健康支援課	がん対策・健康づくり支
		援担当
		医薬・疾病対

	環境・循環推進課	
	生活安全課	
鳥取県米子	福祉企画課	
保健所	障がい者支援課	
	健康支援課	
	環境・循環推進課	
	生活安全課	
	生的女主硃	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。 福祉企画課~生活安全課 略

第4款 身体障害者更生相談所

第5款 知的障害者更生相談所

第6款 障害者支援施設

第7款 障害者体育センター

第8款 養護老人ホーム

第9款 福祉人材研修センター

第10款 保育専門学院

(内部組織)

第67条 保育専門学院に教務課を置く。

第11款 鳥取砂丘こどもの国

		策室
	環境・循環	環境衛生担当 廃棄物担
	推進課	当
	生活安全課	食品担当 動物・自然公
		園係
鳥取県米子	福祉企画課	企画総務係 指導支援係
保健所	障がい者支	精神保健係
	援課	心と女性の相
		談室
	健康支援課	がん対策・健康づくり支
		援担当
		医薬・感染症
		対策室
	環境・循環	環境衛生担当 廃棄物担
	推進課	当
	生活安全課	食品担当 動物・自然公
		園係
鳥取県日野	福祉保健課	支援担当 保健衛生係
保健所		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。 福祉企画課~生活安全課 略

福祉保健課

地域保健法第6条第2号、第10号及び第12号に規 定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の 事務として規定されたものに関すること。

第3款 身体障害者更生相談所

第4款 知的障害者更生相談所

第5款 障害者支援施設

第6款 障害者体育センター

第7款 養護老人ホーム

第8款 福祉人材研修センター

第9款 保育専門学院

(内部組織)

第67条 保育専門学院に教務部を置く。

第10款 鳥取砂丘こどもの国

第12款 福祉相談センター

第13款 児童相談所

第14款 婦人相談所

第15款 児童自立支援施設

(内部組織)

第80条 児童自立支援施設に指導課を置く。

第16款 障害児入所施設及び児童発達支援 センター

(所掌事務)

る。

(1)~(3) 略

- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律第5条第8項に定める短期入所 に関すること。
- 2 略

(内部組織)

第83条 次の表の左欄に掲げる障害児入所施設及び児 第83条 次の表の左欄に掲げる障害児入所施設及び児 童発達支援センターごとに、それぞれ当該右欄に掲 げる課等を置く。

	—
略	
鳥取県立鳥	
取療育園	
略	

第17款 看護師養成施設

(内部組織)

第89条 倉吉総合看護専門学校に教務課を置く。

第18款 歯科衛生専門学校

第19款 精神保健福祉センター

(所掌事務)

向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、次に 向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、次に

第11款 福祉相談センター

第12款 児童相談所

第13款 婦人相談所

第14款 児童自立支援施設

(内部組織)

第80条 児童自立支援施設に<u>庶務係及び指導部</u>を置 く。

> 第15款 障害児入所施設及び児童発達支援 センター

(所掌事務)

第82条 障害児入所施設は、次に掲げる事務を所掌す 第82条 障害児入所施設は、次に掲げる事務を所掌す る。

 $(1)\sim(3)$ 略

- (4) 障害者自立支援法第5条第8項に定める短期 入所に関すること。
- 2 略

(内部組織)

童発達支援センターごとに、それぞれ当該右欄に掲 げる課等を置く。

略			
鳥取県立鳥	企画外来係	通園係	地域支援係
取療育園			
略			

第16款 看護師養成施設

(内部組織)

第89条 倉吉総合看護専門学校に教務部を置く。

第17款 歯科衛生専門学校

第18款 精神保健福祉センター

(所掌事務)

第93条 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の 第93条 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の

掲げる事務を所掌する。

- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第52条第1項に規定する支給認定(精神障害者に 係るものに限る。) に関する事務のうち専門的な 知識及び技術を必要とするものに関すること。
- (6) 障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律第22条第2項の規定により、市町 村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに 当たり意見を述べること。
- (7) 障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律第26条第1項の規定により、市町 村に対し技術的事項についての協力その他必要な 援助を行うこと。
- (8)・(9) 略

第7節 生活環境部の所管に属する機関

第1款 生活環境事務所

(名称、位置及び所管区域)

第95条 鳥取県総合事務所等設置条例第5条第1項の 規定により設置された生活環境事務所の名称、位置 及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
生活環境事		
務所		

(内部組織及び所掌事務)

第96条 生活環境事務所に、環境・循環推進課、生活 安全課及び建築住宅課を置く。

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境・循環推進課

次に掲げる事務(保健所の所掌に属するものを除

- (1) 環境保全、生活衛生、建築及び住宅に係る施 策の総合調整に関すること。
- (2) 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に関 すること。
- (3) 理美容所、旅館、興行場等環境衛生関係営業 関係者に関すること。
- (4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に

掲げる事務を所掌する。

- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45条第1項の申請に対する決定及び障害者自立支 援法第52条第1項に規定する支給認定(精神障害 者に係るものに限る。) に関する事務のうち専門 的な知識及び技術を必要とするものに関するこ と。
- (6) 障害者自立支援法第22条第2項の規定によ り、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定 を行うに当たり意見を述べること。
- (7) 障害者自立支援法第26条第1項の規定によ り、市町村に対し技術的事項についての協力その 他必要な援助を行うこと。

(8)・(9) 略

第7節 生活環境部の所管に属する機関

関する法律の施行に関すること。

- (5) 上水道及び下水道の衛生に関すること。
- (6) 地下水の保全及び持続的な利用に関するこ
- (7) 温泉に関すること。
- (8) 公害対策に関すること。
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (10) 生活環境事務所内の庶務に関すること。
- (11) その他事務所内他課の所掌に属しない生活環 境行政に関すること。

生活安全課

次に掲げる事務 (保健所の所掌に属するものを除

く。)

- (1) 食品衛生に関すること。
- (2) 調理師等食品関係者に関すること。
- <u>(3)</u> と畜場及びと畜に関すること。
- (4) 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
- (5) 肥料(分析及び鑑定を除く。)及び農薬に関 <u>すること。</u>
- (6) 狂犬病予防に関すること。
- (7) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (8) 自然環境の保護に関すること。
- (9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。
- (10) 自然公園に関すること。
- (11) その他生活環境に関すること。

建築住宅課

次に掲げる事務(第7号から第9号までに掲げる 事務にあっては、県土整備事務所維持管理課の所掌 に属するものを除く。)

- (1) 建築及び住宅行政に関すること。
- (2) 県営住宅の管理事務に関すること。
- (3) 営繕工事の調査、設計、施工及び指導監督に 関すること。
- (4) 住宅金融公庫委託業務に関すること。
- (5) 建築物の評価に関すること。
- (6) 景観形成に関すること。
- (7) 都市公園に関すること。
- (8) 屋外広告物に関すること。
- (9) 開発行為に係る許可等に関すること。

第2款 食肉衛生検査所

(名称、位置及び所管区域)

(名称、位置及び所管区域)

第97条 略

第95条 略

第1款 食肉衛生検査所

(所掌事務)

第97条の2 略

第3款 交通事故相談所

第4款 氷ノ山自然ふれあい館

(名称及び位置)

号) 第16条第1項の規定により設置された職業能力 開発校の名称及び位置は、鳥取県立産業人材育成セ <u>ンター条例</u>(昭和44年鳥取県条例第37号)の規定に より、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立産業人材育成	倉吉市
センター	

(所掌事務)

第105条 産業人材育成センターは、職業能力の開発 第105条 高等技術専門校は、職業能力の開発及び向 及び向上に関する次の各号に掲げる事務を所掌す る。

 $(1)\sim(5)$ 略

(内部組織)

第2項の規定による産業人材育成センターの職業訓 練を行う施設の名称及び位置は、次のとおりであ

る。

名称	位置
鳥取県立産業人材育成	倉吉市
センター倉吉校	
鳥取県立産業人材育成	米子市
センター米子校	

第9節 農林水産部の所管に属する機関

第1款 農林事務所

(名称、位置及び所管区域)

(所掌事務)

<u>第96条</u> 略

(内部組織)

第97条 食肉衛生検査所に管理検査担当及び試験検査 担当を置く。

第2款 交通事故相談所

第3款 氷ノ山自然ふれあい館

(名称及び位置)

第104条 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64 第104条 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64 号) 第16条第1項の規定により設置された職業能力 開発校の名称及び位置は、鳥取県立高等技術専門校 の位置、名称等を定める条例(昭和44年鳥取県条例 第37号)の規定により、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立倉吉高等技術	倉吉市
専門校	
鳥取県立米子高等技術	米子市
専門校	

(所掌事務)

上に関する次の各号に掲げる事務を所掌する。

 $(1)\sim(5)$ 略

(内部組織)

第106条 鳥取県立産業人材育成センター条例第2条 第106条 高等技術専門校に、総務担当、普通訓練担 当及び短期訓練担当を置く。

第9節 農林水産部の所管に属する機関

|第107条 | 鳥取県総合事務所等設置条例第6条第1項| の規定により設置された農林事務所の名称、位置及 び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
農林事務所		

2 鳥取県総合事務所等設置条例第6条第3項の規定 により設置された農林事務所の八頭事務所の名称及 び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県東部農林事務所	八頭郡八頭町
八頭事務所	

(内部組織及び所掌事務)

第108条 農林事務所に、次の表の左欄に掲げる課等 を置き、課等の事務を分掌させるため、それぞれ同 表の右欄に掲げる室を置く。

農林業振興課	林業振興室
鳥取農業改良普及所	
地域整備課	

2 農林事務所の八頭事務所に、次の表の左欄に掲げ る課等を置き、課等の事務を分掌させるため、それ ぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

農林業振興課	農業振興室
八頭農業改良普及所	

3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。

農林業振興課

鳥取市及び岩美郡の区域における次に掲げる事務 (第6号及び第9号に掲げる事務にあっては、八頭 郡の区域内に係るものを含む。)

- (1) 事務所内の総合調整に関すること。
- (2) 地域農林水産業振興対策に関すること。
- (3) 農業協同組合等農業団体の振興対策に関する こと。
- (4) 農業金融対策に関すること。
- (5) 農業生産及び経営合理化対策に関すること。
- (6) 農地関係等の調整に関すること。
- (7) 農業共済に関すること。
- (8) 果樹等特産物振興対策に関すること。
- (9) 自作農創設維持に関すること。
- (10) 畜産振興対策及び経営支援に関すること。
- (11) <u></u>草地改良に関すること。
- (12) 家畜衛生に関すること。
- (13) 農業構造改善に関すること。
- (14) 鳥獣被害対策に係る情報収集、補助及び相談

に関すること。

- (15) 林業及び木材産業の振興に関すること。
- (16) 森林の保全及び整備に関すること。
- (17) 低コスト林業の推進に関すること。
- (18) 県産材の需要拡大及び販路開拓に関するこ
- (19) 林業担い手対策に関すること。
- (20) 林業金融に関すること。
- (21) 県営林に関すること。
- (22) 保安林の整備管理に関すること。
- (23) 治山事業のうち保安林整備事業に関するこ
- (24) 林産物及び特用林産物の振興に関すること。
- (25) 木質バイオマスに関すること。
- (26) 森林計画に関すること。
- (27) とっとり共生の森に関すること。
- (28) 森林による二酸化炭素吸収に関すること。
- (29) 森林整備の地域活動支援に関すること。
- (30) 緑化の推進に関すること。
- (31) 造林に関すること。
- (32) 林業種苗に関すること。
- (33) 森林の病害、虫害及び獣害防除に関するこ
- (34) 森林国営保険に関すること。
- (35) 作業道に関すること。
- (36) 農林事務所内の庶務に関すること(八頭事務 所農林業振興課の所掌に属するものを除く。)。
- (37) その他事務所内他課の所掌に属しない農林水 産行政に関すること。

鳥取農業改良普及所

鳥取市及び岩美郡の区域における普及所の事務 地域整備課

- (1) 土地改良事業 (広域農道整備事業及び基幹農 道整備事業を除く。) に関すること。
- (2) 鳥取県しっかり守る農林基盤交付金に関する
- <u>(3)</u> 土地改良区に関すること。
- (4) 農地及び農業用施設の災害復旧に関するこ
- (5) 農業水利の調整に関すること。

八頭事務所農林業振興課

八頭郡の区域における次に掲げる事務(第22号、 第23号及び第34号に掲げる事務にあっては、鳥取 市及び岩美郡の区域内に係るものを含む。)

(1) 地域農林水産業振興対策に関すること。

- (2) 農業協同組合等農業団体の振興対策に関する
- (3) 農業金融対策に関すること。
- (4) 農業生産及び経営合理化対策に関すること。
- <u>(5)</u> 農業共済に関すること。
- (6) 果樹等特産物振興対策に関すること。
- (7) 畜産振興対策及び経営支援に関すること。
- (8) 草地改良に関すること。
- (9) 家畜衛生に関すること。
- (10) 農業構造改善に関すること。
- (11) 鳥獣被害対策に係る情報収集、補助及び相談 に関すること。
- (12) 林業及び木材産業の振興に関すること。
- (13) 森林の保全及び整備に関すること。
- (14) 低コスト林業の推進に関すること。
- (15) 県産材の需要拡大及び販路開拓に関するこ
- (16) 林業担い手対策に関すること。
- (17) 林業金融に関すること。
- (18) 県営林に関すること。
- (19) 保安林の整備管理に関すること。
- (20) 治山事業のうち保安林整備事業に関するこ
- (21) 林産物及び特用林産物の振興に関すること。
- (22) 林業技術普及に関すること。
- (23) 林業経営指導に関すること。
- (24) 木質バイオマスに関すること。
- (25) 森林計画に関すること。
- (26) とっとり共生の森に関すること。
- (27) 森林による二酸化炭素吸収に関すること。
- (28) 森林整備の地域活動支援に関すること。
- (29) 緑化の推進に関すること。
- (30) 造林に関すること。
- (31) 林業種苗に関すること。
- (32) 森林の病害、虫害及び獣害防除に関するこ
- (33) 森林国営保険に関すること。
- (34) 林道に関すること。
- (35) 作業道に関すること。
- (36) 八頭事務所内の庶務に関すること。
- (37) その他八頭事務所内他課の所掌に属しない農 林水産行政に関すること。

八頭事務所八頭農業改良普及所

八頭郡の区域における普及所の事務

第2款 農村総合研修所

(名称及び位置)

第109条 略

(所掌事務)

<u>第110条</u> 略

第3款 鳥獣対策センター

(名称、位置及び所管区域)

第111条 鳥取県総合事務所等設置条例第7条第1項 の規定により設置された鳥獣対策センターの名称、 位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥獣	八頭郡八	鳥取県の区域
対策センタ	頭町	
<u> </u>		

(所掌事務)

- 第112条 鳥獣対策センターの所掌事務は、次のとお りとする。
 - (1) 鳥獣被害対策技術の実証及び普及に関するこ
 - (2) 鳥獣被害対策に係る人材育成及び体制整備に 関すること。
 - (3) 鳥獣被害対策に係る隣接県等との連携に関す ること。
 - (4) 鳥獣被害情報のとりまとめ及び広報に関する
 - (5) 野生獣肉の活用に関すること。

第4款 病害虫防除所

(名称、位置及び所管区域)

第113条 植物防疫法(昭和25年法律第151号)第32条 第1項の規定により設置された病害虫防除所の名 称、位置及び管轄区域は、病害虫防除所の名称、位 置及び管轄区域等を定める条例(昭和41年鳥取県条 例第12号)の規定により、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
鳥取県病害	鳥取市	鳥取県の区域
虫防除所		

(所掌事務)

第1款 農村総合研修所

(名称及び位置)

第107条 略

(所掌事務)

第108条 略

|第114条 病害虫防除所は、植物防疫法第32条第4項| の規定による植物の検疫、発生予察事業等防除に関 する事務を所掌する。

第115条から第121条まで 削除

第5款 とっとり花回廊

第6款 鳥取二十世紀梨記念館

第109条から第121条まで 削除

第2款 とっとり花回廊

第3款 鳥取二十世紀梨記念館

第4款 病害虫防除所

(名称、位置及び所管区域)

第126条 植物防疫法(昭和25年法律第151号)第32条 第1項の規定により設置された病害虫防除所の名 称、位置及び管轄区域は、病害虫防除所の名称、位 置及び管轄区域等を定める条例(昭和41年鳥取県条 例第12号)の規定により、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
鳥取県病害	鳥取市	鳥取県の区域
虫防除所		

(所掌事務)

第127条 病害虫防除所は、植物防疫法第32条第4項 の規定による植物の検疫、発生予察事業等防除に関 する事務を所掌する。

第126条及び第127条 削除

第7款 家畜保健衛生所

(内部組織)

第130条 鳥取県倉吉家畜保健衛生所に病性鑑定室を|第130条 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所ごと 置く。

第5款 家畜保健衛生所

(内部組織)

に、所の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄 に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取家畜保健衛	衛生指導担当	防疫担当
生所		
鳥取県倉吉家畜保健衛	衛生指導担当	防疫担当
生所	病性鑑定室	
鳥取県西部家畜保健衛	衛生指導担当	防疫担当
生所		

第6款 水産試験場

(内部組織)

第8款 水産試験場

(内部組織)

第133条 水産試験場に、漁場開発室、海洋資源室及 第133条 水産試験場に、管理担当、漁場開発室、海 び試験船第1鳥取丸を置く。

第9款 栽培漁業センター

(内部組織)

第136条 栽培漁業センターに、養殖・漁場環境室、 増殖推進室及び試験船おしどりを置く。

第10款 とっとり賀露かにっこ館

第10節 県土整備部の所管に属する機関

第1款 県土整備事務所

(名称、位置及び所管区域)

第139条 鳥取県総合事務所等設置条例第8条第1項 の規定により設置された県土整備事務所の名称、位

置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取	鳥取市	鳥取市及び岩美郡
県土整備事		
務所		
鳥取県八頭	八頭郡八	八頭郡
県土整備事	頭町	
務所		

(内部組織及び所掌事務)

第140条 次の表の左欄に掲げる県土整備事務所ごと <u>に、それぞれ同表の中欄に掲げる課等を置き、課等</u> の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲 げる室を置く

鳥取県鳥取	建設総務	
県土整備事	課	
務所	維持管理	
	課	
	用地課	
	計画調査	
	課	
	道路都市	
	課	
	河川砂防	
	課	
	山陰道·	
	岩美道路	

洋資源室及び試験船第1鳥取丸を置く。

第7款 栽培漁業センター

(内部組織)

第136条 栽培漁業センターに、管理担当、生産技術 室、増殖技術室及び試験船おしどりを置く。

第8款 とっとり賀露かにっこ館

第10節 県土整備部の所管に属する機関

	推進室	
鳥取県八頭	建設総務	計画調査室
県土整備事	課	
務所	維持管理	
	課	
	用地課	
	道路整備	
	課	
	河川砂防	
	課	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

建設総務課

次に掲げる事務 (第4号から第7号までにあって は、鳥取県八頭県土整備事務所に限る。)

- (1) 建設業に関すること。
- (2) 県土整備事務所、東部生活環境事務所及び東 部農林事務所が所管する土木建築工事の入札に関 すること。
- (3) 県土整備事務所内の庶務に関すること。
- (4) 土木工事の計画調整及び調査設計に関するこ と(八頭県土整備事務所道路整備課及び八頭県土 整備事務所河川砂防課の所掌に属するものを除 <.).
- (5) 土木工事の施工基準(設計単価及び歩掛を含 む。)に関すること。
- (6) 土木工事の設計審査に関すること。
- (7) 鳥取県八頭庁舎の庁舎管理に関すること。
- (8) その他事務所内他課の所掌に属しない県土整 備行政に関すること。

維持管理課

- (1) 県土整備部の所掌に係る許認可等(事務所内 他課の所掌に属するものを除く。) に関するこ
- (2) 道路等の維持管理・修繕に関すること。
- (3) 道路等の境界確定及び用途廃止に関するこ
- (4) 開発行為に係る許可等、屋外広告物及び都市 公園に関すること (八頭県土整備事務所に限
- (5) 東部庁舎及び八頭庁舎の車両に関すること。 用地課
- (1) 土木工事に必要な土地等の取得及び地上物件 の移転に関すること。
- (2) 土木工事に係る損害の賠償又は補償に関する こと。

- (3) 不動産の登記に関すること。 計画調査課
- (1) 土木工事の計画調整及び調査設計に関するこ と(鳥取県土整備事務所道路都市課、鳥取県土整 備事務所河川砂防課及び鳥取県土整備事務所山陰 道・岩美道路推進室の所掌に属するものを除 <。)。
- (2) 土木工事の施工基準(設計単価及び歩掛を含 む。) に関すること。
- (3) 土木工事の設計審査に関すること。 道路都市課及び道路整備課
- (1) 道路工事及び都市計画事業 (下水道に関する 事業を除く。) に係る工事(以下この項において 「道路工事等」という。)の調査設計に関するこ と(山陰道・岩美道路推進室の所掌に属するもの を除く。)。
- (2) 道路工事等の施工及び指導監督に関すること (山陰道・岩美道路推進室の所掌に属するものを <u>除く。)。</u>
- (3) 広域農道整備事業及び基幹農道整備事業に関 すること。

河川砂防課

- (1) 災害復旧工事に係る事務の取りまとめに関す ること。
- (2) 河川工事の計画調整に関すること。
- (3) 河川工事、海岸工事及び砂防工事(以下この 項において「河川工事等」という。) の調査設計 に関すること。
- (4) 河川工事等の施工及び指導監督に関するこ
- (5) ダムの維持管理に関すること。
- (6) 治山事業に関すること (東部農林事務所農林 業振興課及び東部農林事務所八頭事務所農林業振 興課の所掌に属するものを除く。)。

山陰道 · 岩美道路推進室

- (1) 山陰道の建設に関連する県事業に関するこ
- (2) 岩美道路に係る工事の計画調整及び調査設計 に関すること。
- (3) 岩美道路に係る工事の施工及び指導監督に関 <u>すること。</u>
- (4) 山陰道の建設に係る調整に関すること。

第2款 空港管理事務所

第1款 空港管理事務所

(設置)

第141条 略

(所掌事務)

第142条 略

第3款 港湾事務所

(名称、位置及び所管区域)

第143条 略

(所掌事務)

第144条 略

第4款 みなとさかい交流館

(設置)

第139条 略

(所掌事務)

第140条 略

(内部組織)

第141条 空港管理事務所に管理係及び設備担当を置 く。

第2款 港湾事務所

(名称、位置及び所管区域)

第142条 略

(所掌事務)

第143条 略

(内部組織)

第144条 港湾事務所に管理係及び工務班を置く。

第3款 みなとさかい交流館

第11節 行政監察監の所管に属する機関

(設置)

第149条 米子工事検査事務所を次のとおり置く。

名称	位置	所管区域
鳥取県米子	米子市	米子市、倉吉市、境港市、
工事検査事		東伯郡、西伯郡及び日野郡
務所		

(所掌事務)

- 第150条 米子工事検査事務所は、前条の表所管区域 の欄に掲げる区域において、次に掲げる事務を所掌 する。
 - (1) 県が施行する建設工事の検査に関すること。
 - (2) 県費補助に係る建設工事の検査(技術的又は 専門的なもので知事が特に必要があると認めるも のに限る。)に関すること。
 - (3) 市町村等から委託を受けた建設工事の検査に 関すること。

第149条及び第150条 削除

第11節 総務部及び地域振興部の所管に属す る機関

第12節 商工労働部及び農林水産部の所管に 属する機関

(内部組織)

第155条 水産事務所に取締船を置く。

第13節 職制及び職務

(職制及び職務)

第156条 鳥取県総合事務所等設置条例第9条に規定 第156条 鳥取県総合事務所設置条例第3条に規定す する所長は、次のとおりである。

機関	名称	
中部総合事務所	中部総合事務所長	
西部総合事務所	西部総合事務所長	
東部県税事務所	東部県税事務所長	
中部県税事務所	中部県税事務所長	
西部県税事務所	西部県税事務所長	
東部福祉保健事務所	東部福祉保健事務所長	
東部生活環境事務所	東部生活環境事務所長	
東部農林事務所	東部農林事務所長	
鳥獣対策センター	鳥獣対策センター所長	
鳥取県土整備事務所	鳥取県土整備事務所長	
八頭県土整備事務所	八頭県土整備事務所長	

- ものである。
- 3 総合事務所の所長は、前項の事務を遂行するた 3 総合事務所長は、前項の事務を遂行するため、県 め、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、その任 に当たるものである。
- 4 総合事務所の日野振興センター、県税事務所の支 所及び農林事務所の八頭事務所にそれぞれその長を 置き、それぞれ日野振興センター、支所及び八頭事 務所の事務をつかさどる。
- 務所、福祉保健事務所、生活環境事務所、農林事務 所及び県土整備事務所(以下「総合事務所等」とい <u>う。)</u>の内部組織に、それぞれその長を置き、その 内部組織に属する事務を処理する。
- 故がある場合は、その職務を代行させるため、必要 合は、その職務を代行させるため、必要があると認

第12節 総務部及び企画部の所管に属する機 関

第13節 商工労働部及び農林水産部の所管に 属する機関

(内部組織)

第155条 水産事務所に管理担当、境港水産振興担当 及び取締船を置く。

第14節 職制及び職務

(職制及び職務)

る総合事務所長は、次のとおりである。

総合事務所	名称
東部総合事務所	東部総合事務所長
八頭総合事務所	八頭総合事務所長
中部総合事務所	中部総合事務所長
西部総合事務所	西部総合事務所長
日野総合事務所	日野総合事務所長

- 2 所長は、それぞれの機関の所掌事務をつかさどる 2 総合事務所長は、総合事務所の所掌事務をつかさ どるものである。
 - 行政全般にわたる総合的視野に立ち、その任に当た るものである。
- 5 前項に規定するもののほか、総合事務所、県税事 4 総合事務所の内部組織(担当及び班を除く。) に、それぞれその長を置き、その内部組織に属する 事務を処理する。
- <u>6</u> 所長及び前2項の長の職務を補佐し、その者に事<u>5</u> 前項の長の職務を補佐し、その者に事故がある場

があると認めるときは、総合事務所等(総合事務所) めるときは、局に副局長(日野総合事務所福祉保健 を除く。) に副所長を、局に副局長を、課<u>及び</u>課の 内部組織である室に課長補佐を置くことができる。

- 7 前項のそれぞれの職員を2名以上置く場合におけ 6 前項のそれぞれの職員を2名以上置く場合におけ るそれらの職員の分担事務は、当該所長が定める。
- ると認めるときは、総合事務所等に参事監及び参事 を置くことができる。

条において同じ。) に、それぞれその長を置く。

- 2 略
- 3 地方機関の内部組織に、それぞれその長を置き、 その内部組織に属する事務を処理する。

 $4\sim6$ 略

局にあっては、副局長に相当する職)を、課に課長 補佐を、課の内部組織である室に室長補佐を置くこ とができる。

- るそれらの職員の分担事務は、当該総合事務所長が 定める。
- 8 総合事務所等の事務に参画させるため、必要があ 7 総合事務所の事務に参画させるため、必要がある と認めるときは、総合事務所に参事監及び参事を置 くことができる。

第157条 地方機関(<u>総合事務所等</u>を除く。以下<u>この</u>|第157条 地方機関(<u>総合事務所</u>を除く。以下<u>本条</u>に おいて同じ。) に、それぞれその長を置く。

- 2 略
- 3 地方機関の内部組織(担当及び班を除く。)に、 それぞれその長を置き、その内部組織に属する事務 を処理する。

改正前

 $4\sim6$ 略

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正)

改正後

2 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則(平成7年鳥取県規則第104号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

(報告書の閲覧) (報告書の閲覧) 第7条 略 第7条 略 2 略 2 略 3 閲覧は、鳥取県未来づくり推進局県民課、鳥取県 3 閲覧は、鳥取県未来づくり推進局県民課、鳥取県 中部総合事務所地域振興局並びに鳥取県西部総合事 東部総合事務所県民局、鳥取県八頭総合事務所県民 務所地域振興局及び日野振興センター日野振興局 局、鳥取県中部総合事務所県民局、鳥取県西部総合 で、執務時間中にしなければならない。 事務所県民局又は鳥取県日野総合事務所県民局で、 執務時間中にしなければならない。

 $4\sim6$ 略

 $4\sim6$ 略

(鳥取県個人情報保護審議会規則の一部改正)

3 鳥取県個人情報保護審議会規則(平成11年鳥取県規則第2号)の一部を次のように改正する。 第4条中「企画部地域づくり支援局自治振興課」を「地域振興部地域振興課」に改める。

(鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

4 鳥取県個人情報保護条例施行規則(平成11年鳥取県規則第63号)の一部を次のように改正する。 様式第1号中「部局等共通事項」を「部局共通事項」に改める。

(鳥取県庁舎管理規則の一部を改正する規則)

5 鳥取県庁舎管理規則 (昭和31年鳥取県規則第77号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後

改正前

(庁舎管理者等)

第1条の2 次の表の左欄に掲げる庁舎(これらの敷|第1条の2 次の表の左欄に掲げる庁舎(これらの敷 地で知事の管理に属するものを含む。以下同じ。) に庁舎管理者を置き、それぞれ同表の右欄に定める 職にある者をもって充てる。

	略	
	東部庁舎	東部県税事務所長
	八頭庁舎	八頭県土整備事務所長
	中部総合事務所	中部総合事務所長
	西部総合事務所	西部総合事務所長
	日野振興センター	西部総合事務所日野振興
		センター所長
	地方機関の庁舎(東部	当該地方機関の長
	庁舎、八頭庁舎、中部	
	総合事務所、西部総合	
	事務所及び日野振興セ	
	ンターを除く。)	
2	• 3 略	

(庁舎管理者等)

地で知事の管理に属するものを含む。以下同じ。) に庁舎管理者を置き、それぞれ同表の右欄に定める 職にある者をもって充てる。

略	
地方機関の庁舎	当該地方機関の長

2 • 3 略

(鳥取県予算規則の一部改正)

6 鳥取県予算規則(昭和39年鳥取県規則第36号)の一部を次のように改正する。 第2条第1号中「、行政監察監」を削り、同条第3号中「第7条」を「第4条第1項」に改める。 (鳥取県公報発行規則の一部改正)

- 7 鳥取県公報発行規則(平成5年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。 第5条第1号中「県民局」を「地域振興局及び西部総合事務所日野振興センター」に改める。
- (鳥取県納税貯蓄組合規則の一部改正)
- 8 鳥取県納税貯蓄組合規則(昭和30年鳥取県規則第30号)の一部を次のように改正する。 第2号様式及び第3号様式中「総合事務所長」を「県税事務所長」に改める。

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)

9 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第91号)の一 部を次のように改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(指定管理者の事業報告書等の公表)

取県未来づくり推進局県民課、鳥取県中部総合事務 所地域振興局並びに鳥取県西部総合事務所地域振興 局及び日野振興センター日野振興局で、執務時間中 閲覧に供する方法とする。

(指定管理者の事業報告書等の公表)

第3条 条例第9条第2項の規則で定める方法は、鳥|第3条 条例第9条第2項の規則で定める方法は、鳥 取県未来づくり推進局県民課、鳥取県東部総合事務 所県民局、鳥取県八頭総合事務所県民局、鳥取県中 部総合事務所県民局、鳥取県西部総合事務所県民局 及び鳥取県日野総合事務所県民局で、執務時間中閲 覧に供する方法とする。

2 略

2 略

(鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正)

10 鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年鳥取県規則第89号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「部局等」を「部局」に改める。

第17条中「(鳥取県事務処理権限規則第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例第14条第2項に規定する総務部長をいう。)」を削る。

(鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則の一部改正)

11 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第59号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長その他知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。)」を削り、「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

(鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則の一部改正)

12 鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則(平成21年鳥取県規則第19号)の一部を次のように改正する。 第3条中「中部総合事務所県民局」を「中部総合事務所地域振興局」に、「西部総合事務所県民局」を「西 部総合事務所地域振興局」に改める。

(鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正)

13 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則(昭和62年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。 第2条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

第3条第1項及び第4条から第7条までの規定中「総合事務所長」の次に「、福祉保健事務所長」を加える。

(鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

14 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和49年鳥取県規則第31号)の一部を次のよう に改正する。

第4条第1項中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。)第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。)」を「又は福祉保健事務所長」に改める。

第4条第2項、第5条、第6条、第8条、第15条、第16条第2項、第17条第1項、第18条第3項及び第19条中「総合事務所長」の次に「又は福祉保健事務所長」を加える。

第14条中「(権限規則第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する福祉保健部長)」を削る。

(鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部改正)

15 鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則(平成17年鳥取県規則第29号)の一部を 次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 事務所長 総合事務所長及び福祉保健事務所長のうち、被措置者等の住所地を所管するものをいう。 第3条第1項及び第2項、第4条第2項、第5条並びに第6条第1項及び第3項中「総合事務所長」を「事 務所長」に改める。

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

16 鳥取県児童福祉法施行細則(平成3年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「鳥取県総合事務所設置条例」を「鳥取県総合事務所等設置条例」に、「第1条」を「第2 条」に改め、「総合事務所の長」の次に「又は同条例第4条の規定により設置された福祉保健事務所の長」を 加える。

第33条中「(権限規則第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組 織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する福祉保健部長をいう。)」を削る。

(栄養士法施行細則等の一部改正)

- 17 次に掲げる規定中「総合事務所長」の次に「又は福祉保健事務所長」を加える。
 - (1) 栄養士法施行細則(平成14年鳥取県規則第18号)第6条
 - (2) 健康增進法施行細則(平成15年鳥取県規則第55号)第4条
 - (3) 医師法施行細則(昭和24年鳥取県規則第3号)第1条
 - (4) 歯科医師法施行細則(昭和24年鳥取県規則第4号)第1条
 - (5) 鳥取県保健師助産師看護士法施行細則(昭和56年鳥取県規則第68号)第24条
 - (6) 鳥取県歯科衛生士法施行細則(昭和58年鳥取県規則第62号)第2条及び第3条
 - (7) 薬剤師法施行細則(昭和37年鳥取県規則第30号)第2条及び第2号様式
 - (8) 鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和28年鳥取県規則第65号)第11条
 - (9) 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和55年鳥取県規則第5号)第16条第1項

(鳥取県歯科技工士法施行細則の一部改正)

18 鳥取県歯科技工士法施行細則(昭和32年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(歯科技工所開設届)

開設届は、歯科技工所の所在地を所管する総合事務 所長又は福祉保健事務所長(以下「所管事務所長」 という。) に第1号様式による届出書を提出してし なければならない。

(歯科技工所開設届出事項変更届)

第3条 法第21条第1項後段の規定による歯科技工所 第3条 法第21条第1項後段の規定による歯科技工所 開設届出事項変更届は、所管事務所長に第2号様式 による届出書を提出してしなければならない。

(休止届等)

(廃) 止届又は再開届は、所管事務所長にそれぞれ 第3号様式又は第4号様式による届出書を提出して しなければならない。

(申請書等の経由)

第6条 政令又は歯科技工士学校養成所指定規則の規 第6条 政令又は歯科技工士学校養成所指定規則の規 定により知事に提出する申請書、届出その他の書類 は、住所地又は学校養成所の所在地を所管する総合 事務所長又は福祉保健事務所長を経由して提出しな ければならない。

(歯科技工所開設届)

第2条 法第21条第1項前段の規定による歯科技工所 第2条 法第21条第1項前段の規定による歯科技工所 開設届は、歯科技工所の所在地を所管する総合事務 所長(以下「所管総合事務所長」という。) に第1 号様式による届出書を提出してしなければならな V.

(歯科技工所開設届出事項変更届)

開設届出事項変更届は、所管総合事務所長に第2号 様式による届出書を提出してしなければならない。

(休止届等)

第4条 法第21条第2項の規定による歯科技工所の休 第4条 法第21条第2項の規定による歯科技工所の休 (廃) 止届又は再開届は、所管総合事務所長にそれ ぞれ第3号様式又は第4号様式による届出書を提出 してしなければならない。

(申請書等の経由)

定により知事に提出する申請書、届出その他の書類 は、住所地又は学校養成所の所在地を所管する総合 事務所長を経由して提出しなければならない。

(鳥取看護職員修学資金等貸付規則等の一部改正)

- 19 次に掲げる規定中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条又は第7条の規定によ り知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6 年鳥取県条例第5号) 第14条第2項に規定する福祉保健部長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第 13号) 第6条の規定により設置された健康医療局医療政策課の長。以下同じ。)」を削る。
 - (1) 鳥取県看護職員修学資金等貸付規則(昭和37年鳥取県規則第69号)第4条第3項
 - (2) 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則(平成17年鳥取県規則第119号)第1条
 - (3) 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則(平成21年鳥取県規則第91号)第1条

(鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)

20 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。 第24条中「教務部長」を「教務課長」に改める。

(鳥取県柔道整復師法施行細則の一部改正)

21 鳥取県柔道整復師法施行細則(昭和58年鳥取県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の	欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。
改正後	改 正 前
(施術所の届出)	(施術所の届出)
第2条 法第19条第1項前段の規定による届出は、施	第2条 法第19条第1項前段の規定による届出は、施
術所の所在地を所管する総合事務所長又は福祉保健	術所の所在地を所管する総合事務所長(以下「 <u>所管</u>
<u>事務所長</u> (以下「 <u>所管事務所長</u> 」という。) に様式	総合事務所長」という。)に様式第1号による届出
第1号による届出書を提出してしなければならな	書を提出してしなければならない。
۷٬۰	
2 法第19条第1項後段の規定による届出は、所管事	2 法第19条第1項後段の規定による届出は、所管総
務所長に様式第2号による届出書を提出してしなけ	<u>合事務所長</u> に様式第2号による届出書を提出してし
ればならない。	なければならない。

長に様式第3号による届出書を提出してしなければ ならない。

3 法第19条第2項の規定による届出は、所管事務所 3 法第19条第2項の規定による届出は、所管総合事 務所長に様式第3号による届出書を提出してしなけ ればならない。

(鳥取県薬事法施行細則の一部改正)

22 鳥取県薬事法施行細則(昭和37年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条又は第7条の規定 により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1 条第1項の規定により設置された総合事務所の長をいう。以下同じ。) | を「又は福祉保健事務所長」に改め

第2条第2項中「総合事務所長」の次に「又は福祉保健事務所長」を加える。

第6条中「又は総合事務所長」を「、総合事務所長又は福祉保健事務所長」に改める。

別紙様式第4号中「総合事務所長」の次に「・福祉保健事務所長」を加える。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和58年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。 第1条の6中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。)第6 条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取 県条例第40号) 第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。)」を「又は生活環境事務所長」に改め る。

第2条の2、第3条から第4条の3まで、第16条及び第24条中「総合事務所長」の次に「又は生活環境事務 所長」を加える。

(鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例施行規則の一部改正)

24 鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例施行規則(平成13年鳥取県規則第63号)の一部を次の ように改正する。

様式第3号中「総合事務所名」を「総合事務所又は生活環境事務所」に改める。

(鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の一部改正)

25 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則(平成17年 鳥取県規則第121号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項、第14条第1項、第17条第1項及び第20条第2項中「総合事務所」の次に「若しくは生活環境 事務所の庁舎」を加える。

第9条第1項中「総合事務所」の次に「又は生活環境事務所の庁舎」を加える。

第25条第1項中「総合事務所長」の次に「又は生活環境事務所長」を加える。

(鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例施行規則の一部改正)

26 鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例施行規則(平成20年鳥取県規則第78号)の一部を次のように改正す

第3条第2項第5号中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条又は第7条の規定 により知事の権限が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県 条例第5号) 第14条第2項に規定する生活環境部長。以下同じ。)」を削る。

(鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

27 鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「鳥取県生活環境部景観まちづくり課」を「鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづく り課」に改める。

(鳥取県都市計画法施行細則等の一部改正)

- 28 次に掲げる規定中「総合事務所長」の次に「又は生活環境事務所長」を加える。
 - (1) 鳥取県都市計画法施行細則(昭和60年鳥取県規則第1号)第22条
 - (2) 鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年鳥取県規則第49号)第24条
 - (3) 旅館業法施行細則(昭和33年鳥取県規則第39号)第2条、第4条、第5条第1項及び第6条
 - (4) 鳥取県化製場等に関する法律施行細則(昭和59年鳥取県規則第61号)第13条
 - (5) 鳥取県理容師法施行細則(昭和61年鳥取県規則第23号)第10条
 - (6) 鳥取県美容師法施行細則(昭和61年鳥取県規則第24号)第10条
 - (7) 鳥取県クリーニング業法施行細則(昭和62年鳥取県規則第23号)第11条
 - (8) 鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年鳥取県規則第28号)第12条 (鳥取県景観形成規則の一部改正)
- 29 鳥取県景観形成規則(平成19年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第8条中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。)第6条又 は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条 例第40号) 第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。)」を「又は生活環境事務所長」に改める。

第9条第1項及び第2項、第10条、第11条第2項並びに別表第1中「総合事務所長」の次に「又は生活環境 事務所長」を加える。

(鳥取県大規模集客施設立地誘導条例施行規則の一部改正)

30 鳥取県大規模集客施設立地誘導条例施行規則(平成21年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。 第6条第1項第3号中「総合事務所」の次に「又は生活環境事務所の庁舎」を加える。

(鳥取県都市公園規則の一部改正)

31 鳥取県都市公園規則 (昭和54年鳥取県規則第60号) の一部を次のように改正する。

第10条中「総合事務所」の次に「又は生活環境事務所」を加える。

- (と畜場法施行細則の一部改正)
- 32 と畜場法施行細則(昭和29年鳥取県規則第15号)の一部を次のように改正する。 第12条中「総合事務所長」の次に「、生活環境事務所長」を加える。

(鳥取県調理師法施行細則の一部改正)

33 鳥取県調理師法施行細則(昭和34年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(書類の提出)

第9条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知|第9条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知 事に提出する申請書その他の書類は、住所地を所管 する総合事務所長又は生活環境事務所長(以下「所 管事務所長」という。) に提出しなければならな い。ただし、第2条第1項の規定により知事に提出 する受験願書及びその添付書類は、所管事務所長を 経由して知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

事に提出する申請書その他の書類は、住所地を所管 する総合事務所長(八頭郡に住所を有する者にあっ ては東部総合事務所長、日野郡に住所を有する者に あっては西部総合事務所長。以下「所管総合事務所 長」という。) に提出しなければならない。ただ し、第2条第1項の規定により知事に提出する受験 願書及びその添付書類は、所管総合事務所長を経由 して知事に提出しなければならない。

(鳥取県製菓衛生師法施行細則の一部改正)

34 鳥取県製菓衛生師法施行細則(昭和42年鳥取県規則第51号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(書類の提出)

事に提出する申請書その他の書類は、住所地(県外 に住所を有する者にあっては、免許を受けたときの 住所地)を所管する総合事務所長又は生活環境事務 所長(以下「所管事務所長」という。) に提出しな ければならない。ただし、第3条の規定により知事 に提出する受験願書は、所管事務所長を経由して知 事に提出しなければならない。

(書類の提出)

第10条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知|第10条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知 事に提出する申請書その他の書類は、住所地(県外 に住所を有する者にあっては、免許を受けたときの 住所地)を所管する総合事務所長(八頭郡に住所を 有する者にあっては東部総合事務所長、日野郡に住 所を有する者にあっては西部総合事務所長。以下 「所管総合事務所長」という。) に提出しなければ ならない。ただし、第3条の規定により知事に提出 する受験願書は、所管総合事務所長を経由して知事 に提出しなければならない。

(鳥取県食品衛生法施行細則の一部改正)

35 鳥取県食品衛生法施行細則(昭和49年鳥取県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第7条中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。)第6条又 は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条 例第40号) 第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。)」を「又は生活環境事務所長」に改める。

第11条の3、第11条の6、第12条第2項、第13条、第15条第1項及び第16条中「総合事務所長」の次に「又 は生活環境事務所長」を加える。

別表第2の3の(9)中「総合事務所長」の次に「、生活環境事務所長」を加え、「(鳥取県事務処理権限規

則第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県食肉衛生検査所条例(平成12 年鳥取県条例第16号) 第1条の規定により設置された鳥取県食肉衛生検査所の長をいう。)」を削る。

(鳥取県温泉法施行細則の一部改正)

36 鳥取県温泉法施行細則 (昭和62年鳥取県規則第24号) の一部を次のように改正する。

第6条中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条又は第7条の規定により知事の 権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県 条例第5号) 第14条第2項に規定する生活環境部長、鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6 条の規定により設置されたくらしの安心推進課の長又は鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40 号)第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。)」を削る。

第27条中「総合事務所長」の次に「又は生活環境事務所長」を加える。

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部改正)

37 鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則(平成14年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。 第8条第1項中「総合事務所」の次に「又は生活環境事務所の庁舎」を加える。

(鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部改正)

38 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第78号)の一部を次のように改正する。 第19条中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。)第6条又 は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条 例第40号) 第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。) | を「又は生活環境事務所長」に改める。

第25条、第26条第1項及び第3項並びに第30条中「総合事務所長」の次に「又は生活環境事務所長」を加え る。

(鳥取県建築士法施行細則の一部改正)

39 鳥取県建築士法施行細則(昭和25年鳥取県規則第85号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「所管する総合事務所」の次に「又は生活環境事務所」を加え、「住所地が、八頭郡である 場合にあっては東部総合事務所、日野郡である場合にあっては西部総合事務所。」を削り、「所管総合事務 所」を「所管事務所」に改める。

第2条、第4条から第8条まで、第10条の9、第26条、第27条第1項及び第3項、第28条、第29条、第33条 並びに第34条第2項中「所管総合事務所」を「所管事務所」に改める。

第7条、第29条、第34条第2項中「建築住宅課」の次に「又は建築住宅課」を加える。

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

40 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第70号)の一部を次のように改正 する。

第18条中「の長(八頭郡に所在する県営住宅にあっては東部総合事務所長、日野郡に所在する県営住宅にあ っては西部総合事務所長)」を「又は生活環境事務所の長」に改める。

様式第10号の7中「鳥取県 総合事務所生活環境局」を「鳥取県 事務所 」に改める。

(鳥取県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

41 鳥取県宅地建物取引業法施行細則(昭和40年鳥取県規則第34号)の一部を次のように改正する。

第5条中「(主たる事務所が、八頭郡に所在する場合にあっては東部総合事務所長、日野郡に所在する場合 にあっては西部総合事務所長)」を「又は生活環境事務所長」に改める。

(鳥取県建築基準法施行細則の一部改正)

42 鳥取県建築基準法施行細則(昭和48年鳥取県規則第34号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。)第 6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥 取県条例第40号) 第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。)」を「又は生活環境事務所長」に改め る。

第9条第2項、第13条第1項第3号及び第4項第5号並びに第14条中「総合事務所長」の次に「又は生活環

境事務所長」を加える。

別表第2中「東部総合事務所」を「東部生活環境事務所」に改める。

(鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

43 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則(平成20年鳥取県規則第83号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

> 改正後 改正前

(建築物移動等円滑化基準を適用しない増築等の認 │(建築物移動等円滑化基準を適用しない増築等の認 定)

第5条 条例第22条第2項の規定による認定(以下 「不適用認定」という。)を受けようとする建築主 等は、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申 請書(様式第1号)を当該建築物の所在地を所管す る総合事務所長又は生活環境事務所長(以下「所管 事務所長」という。) に提出しなければならない。

定)

|第5条 条例第22条第2項の規定による認定(以下 「不適用認定」という。) を受けようとする建築主 等は、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申 請書(様式第1号)を当該建築物の所在地を所管す る総合事務所長(当該所在地が八頭郡である場合に あっては東部総合事務所長、日野郡である場合にあ っては西部総合事務所長とする。以下「所管事務所 長」という。) に提出しなければならない。

 $2\sim4$ 略

 $2\sim4$ 略

(鳥取県貸付業法施行細則の一部改正)

44 鳥取県貸付業法施行細則(昭和58年鳥取県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第3条中「経済通商総室」を「経済産業総室」に改める。

(鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部改正)

45 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則(昭和63年鳥取県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「経済通商総室」を「経済産業総室」に、「経済通商総室長」を「経済産業総室長」に改め

第4条第2項中「経済通商総室長」を「経済産業総室長」に改める。

第13条第1項中「経済通商総室長」を「経済産業総室長」に、「鳥取県総合事務所設置条例」を「鳥取県総 合事務所等設置条例 に、「第3条」を「第9条」に改め、同条第2項中「経済通商総室長」を「経済産業総 室長」に改め、同条第2項中「経済通商総室長」を「経済産業総室長」に改める。

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正)

46 鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条又は第7条の規定により 知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年 鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する農林水産部長。以下同じ。)」を削る。

(主要農作物種子法施行細則の一部改正)

47 主要農作物種子法施行細則(昭和27年鳥取県規則第87号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条又は第7条の規定により 知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年 鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する農林水産部長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13 号) 第6条の規定により設置された生産振興課の長。以下同じ。)」を削る。

(国営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則の一部改正)

48 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則(平成19年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正す る。

第2条中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。)第6条又

は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条 例第40号) 第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。)」を「(日野郡の区域に係る事務にあって は、西部総合事務所日野振興センター所長。以下同じ。)又は農林事務所長(八頭郡の区域に係る事務にあっ ては、東部農林事務所八頭事務所長。以下同じ。)」に改める。

第3条中「総合事務所長」の次に「又は農林事務所長」を加える。

(鳥取県県営林極印取扱規則の一部改正)

49 鳥取県県営林極印取扱規則(昭和32年鳥取県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第8条、第9条及び第11条第1項中「森林・林業総室長」を「森林・林業振興局長」に改める。

(林業種苗法施行細則の一部改正)

50 林業種苗法施行細則(昭和46年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総合事務所長」の次に「(日野郡の区域に係る事務にあっては、西部総合事務所日野振興センタ 一所長)又は農林事務所長(八頭郡の区域に係る事務にあっては、東部農林事務所八頭事務所長)」を加え

(鳥取県森林法施行細則の一部改正)

51 鳥取県森林法施行細則(平成13年鳥取県規則第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改正前	ίj
(書類の経由及び提出部数)	書類の経由	及び提出部数)	
第12条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知	2条 法、	政令、省令及びこ	の規則の規定により知
事に提出する書類は、当該書類に係る森林を所管す	事に提出す	る書類は、当該書	類に係る森林を所管す
る総合事務所長(日野郡の区域に係る事務にあって	る総合事務	所長(<u>当該森林が</u>	2以上の総合事務所の
は、西部総合事務所日野振興センター所長。以下同	所管区域に	またがる場合は、	当該森林の主たる部分
じ。)又は農林事務所長(八頭郡の区域に係る事務	を所管する	総合事務所長) を	経由しなければならな
にあっては、東部農林事務所八頭事務所長。以下同	\ \ _{\\\}		
<u>じ。</u>) を経由しなければならない。 <u>この場合におい</u>			
て、当該森林を所管する総合事務所長又は農林事務			
所長が複数となるときは、当該森林の主たる部分を			
所管する総合事務所長又は農林事務所長を経由する			
<u>ものとする。</u>			
2 略	略		

(鳥取県林地開発条例施行規則の一部改正)

52 鳥取県林地開発条例施行規則(平成18年鳥取県規則第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(書類の経由及び提出部数)

第12条 条例及びこの規則の規定により知事に提出す 第17条 条例及びこの規則の規定により知事に提出す る書類は、当該書類に係る森林を所管する総合事務 所長(日野郡の区域に係る事務にあっては、西部総 合事務所日野振興センター所長。以下同じ。) 又は 農林事務所長(八頭郡の区域に係る事務にあって は、東部農林事務所八頭事務所長。以下同じ。)を 経由しなければならない。 この場合において、当該

(書類の経由及び提出部数)

る書類は、当該書類に係る森林を所管する総合事務 所長(当該森林が2以上の総合事務所の所管区域に またがる場合は、当該森林の主たる部分を所管する 総合事務所長)を経由しなければならない。

数となるときは、当該森林の主たる部分を所管する 総合事務所長又は農林事務所長を経由するものとす る。

森林を所管する総合事務所長又は農林事務所長が複

2 略

2 略

(国有財産使用及産物採取規則の一部改正)

53 国有財産使用及産物採取規則(大正15年鳥取県令第2号)の一部を次のように改正する。 第16条中「総合事務所」の次に「(日野郡ノ区域ニ係ル事務ニアッテハ西部総合事務所日野振興センター) 又ハ県土整備事務所」を加える。

(鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部改正)

54 鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則(平成17年鳥取県規則第93号)の一部を次のように改正する。 第3条中「総合事務所長」の次に「(日野郡の区域に係る事務にあっては、西部総合事務所日野振興センタ 一所長)、県土整備事務所長」を加える。

(鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正)

55 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(本店の所在地に関する応募条件)

第16条 県内に本店を有する有資格者によって円滑か 第16条 県内に本店を有する有資格者によって円滑か つ適正に実施できると見込まれる建設工事等の制限 付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札(以下 この条及び次条においてこれらを「県内向け公募型 入札」という。)を行う場合においては、当該県内 向け公募型入札に参加しようとする有資格者の本店 の所在地に関し、次の表の左欄に掲げる建設工事等 の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める応募条件 を設けるものとする。

		区分		応募条件
略				略
建設	略			
工事	港湾	略		
	工事	請負対	鳥取県土整	略
	以外	象設計	備事務所又	
	のも	金額が	は <u>八頭県土</u>	
	の	6,000	整備事務所	
		万円未	の所管区域	
		満のも	内で施工さ	
		の	れるもの	
			略	
			西部総合事	略
			務所の所管	
			区域内で施	
			工されるも	

(本店の所在地に関する応募条件)

つ適正に実施できると見込まれる建設工事等の制限 付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札(以下 この条及び次条においてこれらを「県内向け公募型 入札」という。)を行う場合においては、当該県内 向け公募型入札に参加しようとする有資格者の本店 の所在地に関し、次の表の左欄に掲げる建設工事等 の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める応募条件 を設けるものとする。

		区分		応募条件
略				略
建設	略			
工事	港湾	略		
	工事	請負対	東部総合事	略
	以外	象設計	<u>務所</u> 又は <u>八</u>	
	のも	金額が	頭総合事務	
	<i>O</i>)	6,000	<u>所</u> の所管区	
		万円未	域内で施工	
		満のも	されるもの	
		Ø		
			略	
			西部総合事	略
			務所 <u>又は日</u>	
			野総合事務	
			<u>所</u> の所管区	

 \mathcal{O} 域内で施工 されるもの

2 港湾工事以外の建設工事で請負対象設計金額が 6,000万円未満のものの県内向け公募型入札を行う 場合において、前項の表の右欄に定める応募条件を 設けると当該県内向け公募型入札に相当数の入札者 が見込めないときは、当該応募条件を変更し、本店 の所在地に関する区域を拡大するものとする。この 場合において、同欄中「左欄に定める所管区域内」 とあるのは、「左欄に定める所管区域又はこれに隣 接する総合事務所(有資格者の本店の所在地が鳥取 県土整備事務所、八頭県土整備事務所又は西部総合 事務所の所管区域内にあるときは中部総合事務所と し、有資格者の本店の所在地が中部総合事務所の所 管区域内にあるときは鳥取県土整備事務所及び八頭 県土整備事務所(建設工事の主な施工現場が一級河 川天神川水系天神川右岸東側及びこれに相当する位 置にある場合に限る。) 又は西部総合事務所(建設 工事の主な施工現場が一級河川天神川水系天神川右 岸西側及びこれに相当する位置にある場合に限 る。)とする。)の所管区域内」とする。

2 港湾工事以外の建設工事で請負対象設計金額が 6,000万円未満のものの県内向け公募型入札を行う 場合において、前項の表の右欄に定める応募条件を 設けると当該県内向け公募型入札に相当数の入札者 が見込めないときは、当該応募条件を変更し、本店 の所在地に関する区域を拡大するものとする。この 場合において、同欄中「左欄に定める所管区域内」 とあるのは、「左欄に定める所管区域又はこれに隣 接する総合事務所(有資格者の本店の所在地が東部 総合事務所、八頭総合事務所、西部総合事務所又は 日野総合事務所の所管区域内にあるときは中部総合 事務所とし、有資格者の本店の所在地が中部総合事 務所の所管区域内にあるときは東部総合事務所及び 八頭総合事務所(建設工事の主な施工現場が一級河 川天神川水系天神川右岸東側及びこれに相当する位 置にある場合に限る。) 又は西部総合事務所及び日 野総合事務所(建設工事の主な施工現場が一級河川

3 略

する。

3 略

(鳥取県海岸法施行細則の一部改正)

56 鳥取県海岸法施行細則(昭和35年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。 第12条中「総合事務所長」の次に「又は県土整備事務所長」を加える。

(河川法施行細則の一部改正)

57 河川法施行細則(昭和40年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

> 改正後 改正前

(河川の台帳を保管する事務所)

務所は、所管の中部総合事務所県土整備局、西部総 合事務所米子県土整備局及び日野振興センター日野 県土整備局、鳥取県土整備事務所並びに八頭県土整 備事務所とする。

(許可の申請等の提出)

第5条 法、令又は省令の規定により知事に対してな|第5条 法、令又は省令の規定により知事に対してな すべき許可、承認、完成検査若しくは裁定の申請、 届出又は意見の申出は、所管の総合事務所長(日野 郡の区域に係る事務にあっては、西部総合事務所日 野振興センター所長)又は県土整備事務所長に提出

(河川の台帳を保管する事務所)

第2条 省令第7条第3号の河川の台帳を保管する事|第2条 省令第7条第3号の河川の台帳を保管する事 務所は、所管の総合事務所県土整備局とする。

天神川水系天神川右岸西側及びこれに相当する位置

にある場合に限る。)とする。)の所管区域内」と

(許可の申請等の提出)

すべき許可、承認、完成検査若しくは裁定の申請、 届出又は意見の申出は、所管の総合事務所長に提出 しなければならない。

しなければならない。

(鳥取県河川工事負担金等徴収職員規則の一部改正)

58 鳥取県河川工事負担金等徴収職員規則(平成14年鳥取県規則第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

以 止 後	以 止 則
(徴収職員)	(徴収職員)
第2条 次に掲げる県の職員(臨時的任用職員及び非	第2条 次に掲げる県の職員(臨時的任用職員及び非
常勤職員を除く。)は、徴収職員を命じられたもの	常勤職員を除く。)は、徴収職員を命じられたもの
とする。	とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 中部総合事務所県土整備局、西部総合事務所	(2) <u>各総合事務所の県土整備局</u> の建設総務課又は
米子県土整備局及び日野振興センター日野県土整	維持管理課に勤務する職員
備局並びに各県土整備事務所の建設総務課又は維	
持管理課に勤務する職員	

(鳥取県採石条例施行規則の一部改正)

59 鳥取県採石条例施行規則(平成16年鳥取県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条又は第7条の規定により 知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年 鳥取県条例第5号) 第14条第2項に規定する県土整備部長又は鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条 例第40号)第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。)」を削る。

様式第11号中「(八頭郡である場合にあっては東部総合事務所) | を「又は生活環境事務所」に改める。 (鳥取県砂利採取条例施行規則の一部改正)

60 鳥取県砂利採取条例施行規則(平成16年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。 様式第7号中「(八頭郡である場合にあっては東部総合事務所)」を「又は生活環境事務所」に改める。 (鳥取県営鳥取空港管理規則の一部改正)

61 鳥取県営鳥取空港管理規則(昭和42年鳥取県規則第37号)の一部を次のように改正する。 第1条の2中「第139条」を「第141条」に改める。

(鳥取県港湾法施行細則の一部改正)

62 鳥取県港湾法施行細則 (昭和51年鳥取県規則第52号) の一部を次のように改正する。 第14条中「総合事務所長」の次に「、県土整備事務所長」を加える。

(鳥取県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部改正)

63 鳥取県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則(平成11年鳥取県規 則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「行政監察監行政監察課」を「総務部行政監察・法人指導課」に改める。

(水産業協同組合検査規則等の一部改正)

- 64 次に掲げる規定中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条又は第7条の規定によ り知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6 年鳥取県条例第5号) 第14条第2項に規定する行政監察監又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13 号) 第6条の規定により設置された公益法人・団体指導課の長。以下同じ。)」を削る。
 - (1) 水産業協同組合検査規則(昭和27年鳥取県規則第77号)第1条
 - (2) 森林組合検査規則(平成8年鳥取県規則第51号)第1条

(農業協同組合検査規則の一部改正)

65 農業協同組合検査規則(昭和37年鳥取県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限 に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例 第5号) 第14条第2項に規定する行政監察監又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の 規定により設置された公益法人・団体指導課の長。以下同じ。)」を削る。

(鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正)

66 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(昭和39年鳥取県規則第18 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(事務の範囲)

第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事|第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事 務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 部(鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第 11号) 第2条に規定する部をいう。以下同じ。) 若しくは機関(同条に規定する機関をいう。以下 同じ。) 又は企業局若しくは病院局のうち県庁 舎、中部総合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎、 東部庁舎、八頭庁舎及び日野振興センター(以下 「県庁舎等」という。) に事務所を有するものが 使用する電気、ガス若しくは水道の料金又は冷暖 房に必要な燃料に係る費用(以下この号において 「光熱水費」という。)の支払に関する事務(地 方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第 7項に規定する許可を受けて県庁舎等を使用して いる者(以下「県庁舎等入居者」という。)の負 担すべき光熱水費について、県庁舎等を管理する 部又は機関が、県庁舎等入居者に代わり電気、ガ ス若しくは水道に係るサービスの提供を行う事業 者又は県庁舎等の冷暖房に必要な燃料を供給する 事業者に対して金員を支払う事務を含む。)
- (2) 集中業務課、東部振興課、中部総合事務所及 び西部総合事務所が集中管理する自動車の購入 費、賃貸料、燃料費、維持管理経費、自動車重量 税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づく保険 料並びに当該自動車を運転して出張する運転士に 支給する旅費の支払に関する事務並びに集中業務 課において賃貸借契約を締結した自動車を保管す る部又は地方機関の当該自動車の賃貸料の支払に 関する事務

(3)~(10) 略

(事務の範囲)

務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 部(鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第 11号) 第2条に規定する部をいう。以下同じ。) 若しくは機関(同条に規定する機関をいう。以下 同じ。) 又は企業局若しくは病院局のうち県庁 舎、東部総合事務所庁舎、中部総合事務所庁舎、 西部総合事務所庁舎、八頭総合事務所庁舎及び日 野総合事務所庁舎(以下「県庁舎等」という。) に事務所を有するものが使用する電気、ガス若し くは水道の料金又は冷暖房に必要な燃料に係る費 用(以下この号において「光熱水費」という。) の支払に関する事務(地方自治法(昭和22年法律 第67号) 第238条の4第7項に規定する許可を受 けて県庁舎等を使用している者(以下「県庁舎等 入居者」という。) の負担すべき光熱水費につい て、県庁舎等を管理する部又は機関が、県庁舎等 入居者に代わり電気、ガス若しくは水道に係るサ ービスの提供を行う事業者又は県庁舎等の冷暖房 に必要な燃料を供給する事業者に対して金員を支 払う事務を含む。)
- (2) 集中業務課、東部総合事務所、中部総合事務 所、西部総合事務所、八頭総合事務所及び日野総 合事務所が集中管理する自動車の購入費、賃貸 料、燃料費、維持管理経費、自動車重量税及び自 動車損害賠償責任保険契約に基づく保険料並びに 当該自動車を運転して出張する運転士に支給する 旅費の支払に関する事務並びに集中業務課におい て賃貸借契約を締結した自動車を保管する部又は 地方機関の当該自動車の賃貸料の支払に関する事 務

(3)~(10) 略